

# 南島原市生活排水対策推進計画

～山、川、海の豊かな自然と生き物の<sup>いのち</sup>生命を守ろう！～



平成 27 年 3 月

長崎県南島原市

## はじめに

南島原市は、古より様々な自然に恵まれてきました。

しかし、公共用水域である有明海は閉鎖性が強い内湾であり、水質汚濁が徐々に進行しています。また、橘湾は比較的水質が良好な海域ですが、一部で赤潮が発生し、漁業被害も報告されています。

このような水質状況を改善するため、長崎県により、有明海流域と橘湾流域が「生活排水対策重点地域」に指定されました。

この指定を受けて、南島原市では、「南島原市生活排水対策推進計画」を策定しました。

南島原市の豊かな自然を守り、河川や海域等の公共用水域の水質保全に資するため、南島原市が今後実施する生活排水対策を定めたものです。

現在、下水道、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント、合併浄化槽などで生活排水処理を行っていますが、平成25年度末の生活排水処理率（水洗化率）は、46.3%であり、まだ低い状況です。

南島原市では、『山、川、海の豊かな自然とそこに棲む生き物の命』を守るため、今後この計画に基づいて、生活排水処理施設の整備や啓発活動を行ってまいります。

市民の皆様には、様々な形で生活排水対策に取り組んでいただいておりますが、さらなるご理解とご協力をお願いいたします。

平成27年3月

# 目 次

## 第1章 生活排水対策の推進に関する基本方針

1.1 生活排水対策推進計画の位置づけ.....	1-1
1.2 生活排水対策の基本理念.....	1-2
1.3 生活排水対策の基本方針.....	1-3
1.4 対象水域の目標水質.....	1-3
1.5 目標年次.....	1-4
1.6 生活排水対策推進計画の見直し.....	1-4
1.7 生活排水対策推進計画の進捗管理.....	1-5

## 第2章 南島原市の現状

2.1 自然的条件.....	2-1
2.2 社会的条件.....	2-8
2.3 上位計画における位置づけ.....	2-21
2.4 生活排水処理施設整備状況.....	2-23
2.5 生活排水対策に係る啓発活動状況.....	2-26
2.6 水質の現状及び動向.....	2-30

### 第3章 生活排水処理施設の整備に関する事項

3.1 生活排水処理施設の整備に関する基本方針 .....	3-1
3.2 下水道を整備する区域及び下水道整備計画 .....	3-2
3.3 農業集落排水施設を整備する区域及び農業集落排水施設整備計画 .....	3-4
3.4 コミュニティ・プラントを整備する区域及びコミュニティ・プラント整備計画 .....	3-5
3.5 浄化槽を整備する区域及び浄化槽整備計画 .....	3-6
3.6 その他の生活排水処理施設の整備 .....	3-6
3.7 生活排水処理施設整備区域図の作成 .....	3-7
3.8 生活排水処理施設整備計画のまとめ .....	3-9
3.9 施設整備による水質改善効果 .....	3-11

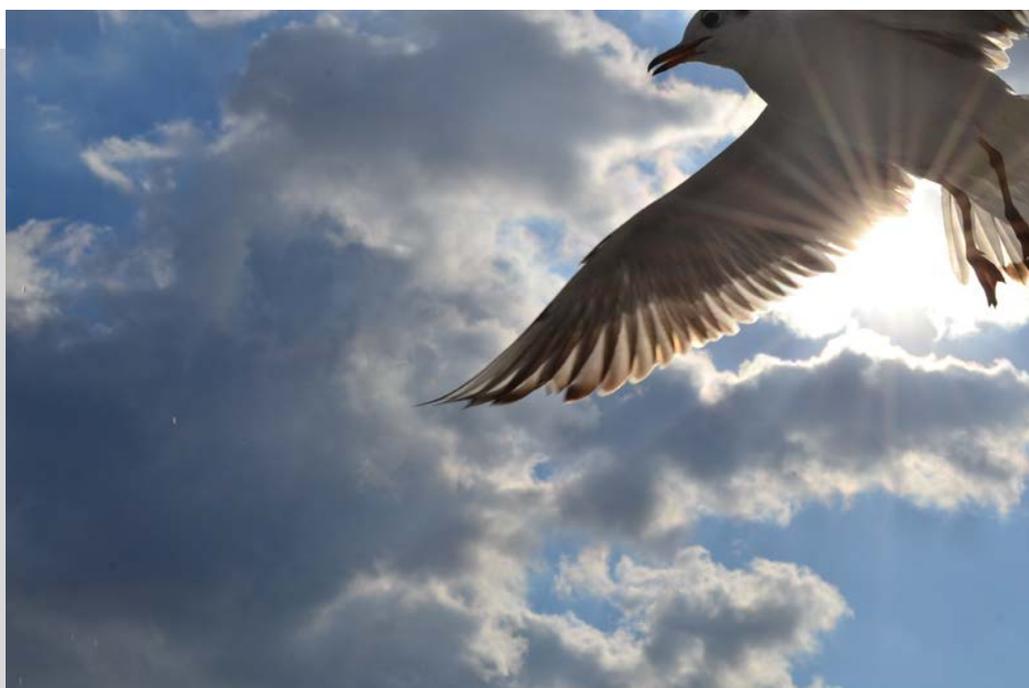
### 第4章 生活排水対策に係る啓発に関する事項

4.1 生活排水対策に係る啓発に関する基本方針 .....	4-1
4.2 啓発活動に係る事業の実施計画 .....	4-2
4.3 啓発事業の実施体制 .....	4-8
4.4 啓発事業の推進に関する地域組織づくり .....	4-9

### 第5章 その他の生活排水対策の実施の推進に必要な事項

5.1 関係部局間の連携 .....	5-1
5.2 関係市町の連携 .....	5-3
5.3 関係するほかの計画との調整 .....	5-4

## 第 1 章 生活排水対策の推進に関する基本方針



# 1. 生活排水対策の推進に関する基本方針

## 1.1 生活排水対策推進計画の位置づけ

公共用水域の水質汚濁の現況と生活排水の処理状況等を総合的に勘察し、長崎県において、水質汚濁防止法の規定により、本市を含む有明海流域と橘湾流域が「生活排水対策重点地域」に指定されました。

生活排水対策推進計画は、これを受けて策定するものであり、以下の事項を定めるものです。

1. 生活排水対策の実施の推進に関する基本的方針
2. 生活排水処理施設の整備に関する事項
3. 生活排水対策に係る啓発に関する事項
4. その他生活排水対策の実施の推進に関し必要な事項

本計画は、本市の上位計画である「南島原市民憲章」や「南島原市総合計画」、また、生活排水対策の推進に関する他の計画である「南島原市污水处理構想」、「一般廃棄物処理基本計画」等と整合を図るものとします。

また、今後、本計画に基づいて「生活排水対策」を実行し、有明海及び橘湾流域の水質保全に寄与することが重要です。



図 1-1 生活排水対策推進計画の位置づけ

## 1.2 生活排水対策の基本理念

本市は、さんさんと太陽がふりそそぎ、豊かな自然に包まれています。本市の人々は、古より普賢岳と有明海の恵みに感謝し、幾多の困難の中にあっても、夢と希望をもって懸命に生きてきました。

「南島原市民憲章」は、『先人の精神を受け継ぎ、南向きに生きることを誓い、南島原市民憲章を定めます。』として「守ろう 環境・大地 この自然」を最初に掲げています。

また、「南島原市総合計画」では、『南向きに生きよう！（みんなが主役“市民協働のまちづくり”）』を基本理念とし、10年後の南島原市の姿として「ごみ減量3R運動や生活排水対策などが進み、海、山、川などの貴重な自然環境や動植物が大切に守られています。」としています。

本市の自然的条件や社会的条件、上記上位計画の理念を踏まえ、生活排水対策の基本理念を以下のように掲げるものとします。

いのち

**山、川、海の豊かな自然と生き物の生命を守ろう！**



### 用語解説

#### ・「ごみ減量3R運動」

物を大切にしごみを減らす（Reduce: リデュース）、使える物は最後まで再利用する（Reuse: リユース）、資源として使えるものを再生利用する（Recycle: リサイクル）ということを広く普及させ、市民・事業者・行政が一体となって、着実なごみ排出量の削減に取り組むことです。

### 1.3 生活排水対策の基本方針

生活排水対策は、生活排水処理施設整備のようなハード対策と廃油回収のような発生源対策（ソフト対策）に大別されます。

本市では、上記理念の実現と快適な生活環境を確保するため、将来的には『生活排水処理率 100%』を目指すものとします。

また、環境に対する影響を極力減らすため、廃油回収、台所ごみ回収、洗剤削減のような発生源対策を積極的に行うものとします。（廃油回収については既に実施中です。）

### 1.4 対象水域の目標水質

本市を流れる有馬川や有家川、本市に面する有明海や橘湾において、水質環境基準が設定されています。

本市内及び本市に面する水域においては、水質環境基準がどうにか達成されている状況です。

本市では、これらの水域の水質環境基準を継続して達成維持することを目標とし、対象水域の目標水質を水質環境基準値とします。

表 1-1 対象水域の目標水質（環境基準値）

水 域	類型指定 河川及び海域	類型	環境基準値（75%値（mg/L））				備 考
			BOD	COD	T-N	T-P	
河 川	有 馬 川	B	3.0	-	-	-	
	有 家 川	A	2.0	-	-	-	
海 域	橘湾（加津佐漁港）	A	-	2.0	-	-	
	有明海（12）	C	-	8.0	-	-	須川港
	有明海（11）	C	-	8.0	-	-	口之津港
	有明海（15）	A	-	2.0	-	-	
	有明海（二）	II	-	-	0.30	0.03	
	有明海（ホ）	II	-	-	0.30	0.03	

## 1.5 目標年次

長崎県環境政策課の「生活排水対策推進計画策定資料」では、『目標年次については、基本的には、整備目標年次を定めるものとするが、生活排水処理施設の整備計画を勘案し、5年から10年を目安とした中期目標も策定する。』としています。

また、「生活排水処理計画策定に係る技術指針」では、『目標年次はおおむね20年とし、関係計画との整合を図りながら設定する。また、10年を中間年次として設定することが望ましい。』としています。

これらのことを参考にして、本計画の目標年次を以下のように設定します。

① 調査年次	平成26年度
② 現況年次	平成25年度（調査年次の直前年度）
③ 目標年次	平成47年度（概ね20年後）
④ 中間年次	平成37年度（概ね10年後）
⑤ 計画期間	平成27年度から平成47年度

## 1.6 生活排水対策推進計画の見直し

本計画は、以下の状況が発生した場合には、計画の見直しを行うものとします。

- ✳ 長崎県による「生活排水対策重点地域の指定」に変更があった場合
- ✳ 社会状況の変化等により本計画の内容が実情に合わなくなった場合
- ✳ 本市の上位計画や関連する計画と著しい不整合が生じた場合

## 1.7 生活排水対策推進計画の進捗管理

生活排水対策推進計画を実効あるものにするため、目標年次と中間年次の整備目標を設定します。

また、生活排水対策推進計画の毎年の進捗状況を把握するため、生活排水対策進捗状況の「評価指標」を年度ごとに設定します。

評価指標が達成されない場合は、年度ごとの実行計画の見直しを行い、目標年次と中間年次における目標達成を目指します。

- ① 目標年次と中間年次の整備目標の設定
- ② 年度後との「評価指標」の設定



## 第 2 章 南島原市の現状



## 2. 南島原市の現状

### 2.1 自然的条件

#### ☀️ 1) 地形の概要

本市は、169.92 km<sup>2</sup>の面積を有し、長崎県の南部、島原半島の南東部に位置し、北部は島原市、西部は雲仙市と接しており、有明海を挟んで熊本県天草地域に面しています。

地勢は、千メートルを超える雲仙山麓から南へ広がる肥沃で豊かな地下水を含む大地を有し、魚介類豊富な有明海及び橘湾に広く面する海岸線を持っています。

気候は温暖で、適度な降雨量もあり、日照時間にも恵まれています。また、日本最初の国立公園である雲仙天草国立公園及び島原半島県立公園に指定されており、雄大な山々と美しい海を併せ持った風光明媚な地域です。

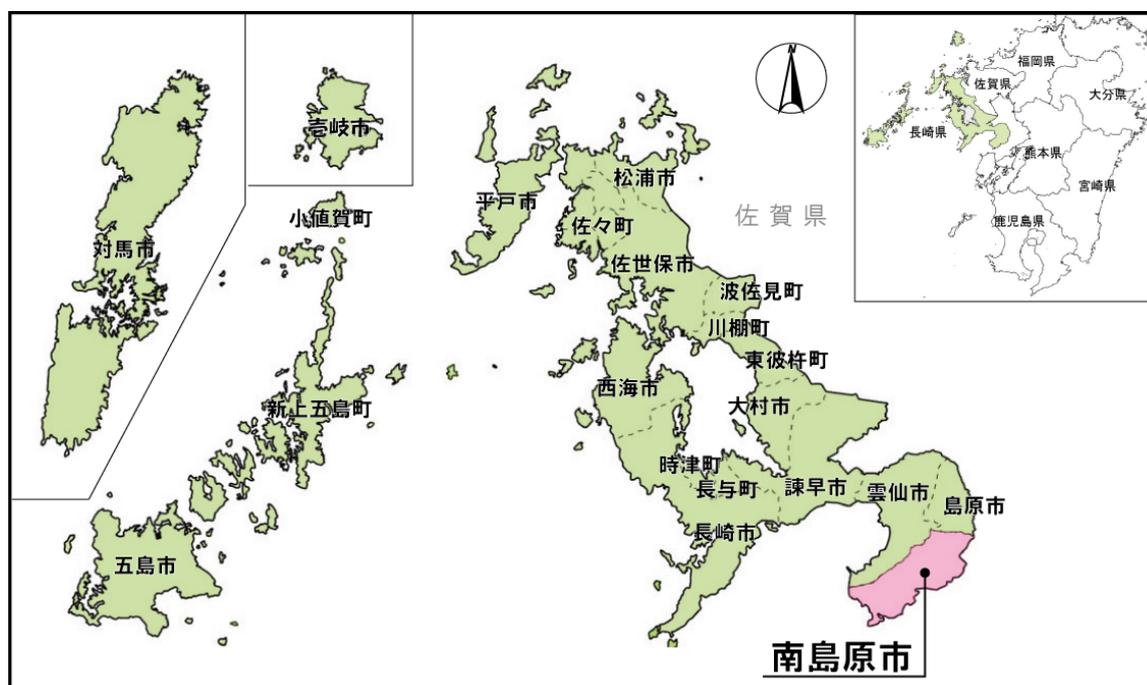


図 2-1 南島原市位置図



## 2) 河川、海域の概要

## (1) 河川の概要

本市の河川一覧表、海域別河川区分、河川位置図を以下に示します。本市には、28の河川がありますが、何れも流域面積が小さく、河川延長も短いです。

表 2-1 河川一覧表

番号	水系区分	水系名	河川名	流域面積 (km <sup>2</sup> )	実測延長 (m)	備考
1	二	深江川	深江川	1.2	1,220	
2	二	深江川	中の間川	0.9	2,030	
3	二	蒲河川	碓川	0.45	2,600	
4	二	蒲河川	野田谷川	0.2	1,400	
5	二	龍石川	龍石川	0.009	1,800	
6	準	龍石川	向竹川	0.001	600	
7	二	龍石川	井龍川	0.008	2,600	
8	準	西ノ浦川	西ノ浦川	0.004	1,100	
9	準	永無田川	永無田川	0.001	300	
10	準	引無田川	引無田川	0.01	1,600	
11	二	須川川	須川川	0.0003	100	
12	二	有家川	清水川	0.036	10,300	
13	準	有家川	丸尾川	0.009	3,600	
14	準	有家川	見岳川	0.01	2,700	
15	二	有家川	有家川	0.025	4,900	
16	準	白浜川	白浜川	0.71	510	
17	準	東川	東川	0.67	560	
18	準	角屋川	角屋川	0.82	580	
19	準	芋扱川	芋扱川	0.41	320	
20	二	津波見川	西平川	0.22	445	
21	二	津波見川	八石川	0.59	445	
22	二	堀川	榎田川	1.70	1,050	
23	二	小松川	谷山川	0.55	500	
24	二	小松川	花房川	0.41	500	
25	二	堀川	千檀川	0.70	440	
26	準	木下川	木下川	0.55	390	
27	準	土瀬戸川	北土瀬戸川	0.49	250	
28	準	土瀬戸川	土瀬戸川	0.38	240	

出典：南島原市 建設部管理課（平成24年4月30日現在）

水系区分  
二：二級水系  
準：単独水系

表 2-2 海域別河川区分

## 有明海への流入河川

水系名	読み	支流	読み	河口・合流点所在地
深江川	ふかえがわ	深江川	ふかえがわ	南島原市深江町
		中の間川	なかのまがわ	南島原市深江町
蒲河川	かまががわ	碓川	いかりがわ	南島原市有家町
		野田谷川	のただにがわ	南島原市有家町
龍石川	たついしがわ	龍石川	たついしがわ	南島原市西有家町
		向竹川	むこうたけがわ	南島原市西有家町
		井龍川	いりゅうがわ	南島原市西有家町
西ノ浦川	にしうらがわ	西ノ浦川	にしうらがわ	南島原市西有家町
永無田川	ながむたがわ	永無田川	ながむたがわ	南島原市西有家町
引無田川	ひきむたがわ	引無田川	ひきむたがわ	南島原市西有家町
須川川	すかわがわ	須川川	すかわがわ	南島原市西有家町
有家川	ありえがわ	有家川	ありえがわ	南島原市有家町、西有家町
		丸尾川	まるおがわ	南島原市西有家町
		見岳川	みだけがわ	南島原市西有家町
		清水川	しみずがわ	南島原市西有家町
東川	ひがしがわ	東川	ひがしがわ	南島原市口之津町
角屋川	すみやがわ	角屋川	すみやがわ	南島原市口之津町
芋扱川	おこぎがわ	芋扱川	おこぎがわ	南島原市口之津町

## 橘湾への流入河川

水系名	読み	支流	読み	河口・合流点所在地
白浜川	しらはまがわ	白浜川	しらはまがわ	南島原市口之津町
津波見川	つばみがわ	西平川	にしびらがわ	南島原市加津佐町
		八石川	はちこくがわ	南島原市加津佐町
堀川	ほりかわ	榎田川	えのきだがわ	南島原市加津佐町
		千檀川	せんだんがわ	南島原市加津佐町
小松川	こまつがわ	谷山川	たにやまがわ	南島原市加津佐町
		花房川	はなぶさがわ	南島原市加津佐町
木下川	きのしたがわ	木下川	きのしたがわ	南島原市加津佐町
土瀬戸川	つちせどがわ	土瀬戸川	つちせどかわ	南島原市加津佐町
		北土瀬戸川	きたつちせどがわ	南島原市加津佐町



☀ 3) 海域の概要

本市は、有明海と橘湾に面しています。

生活排水対策重点地域が有明海流域と橘湾流域各々に指定されています。

有明海と橘湾の流域区分図を以下に示します。本市のほとんどの区域が有明海流域です。

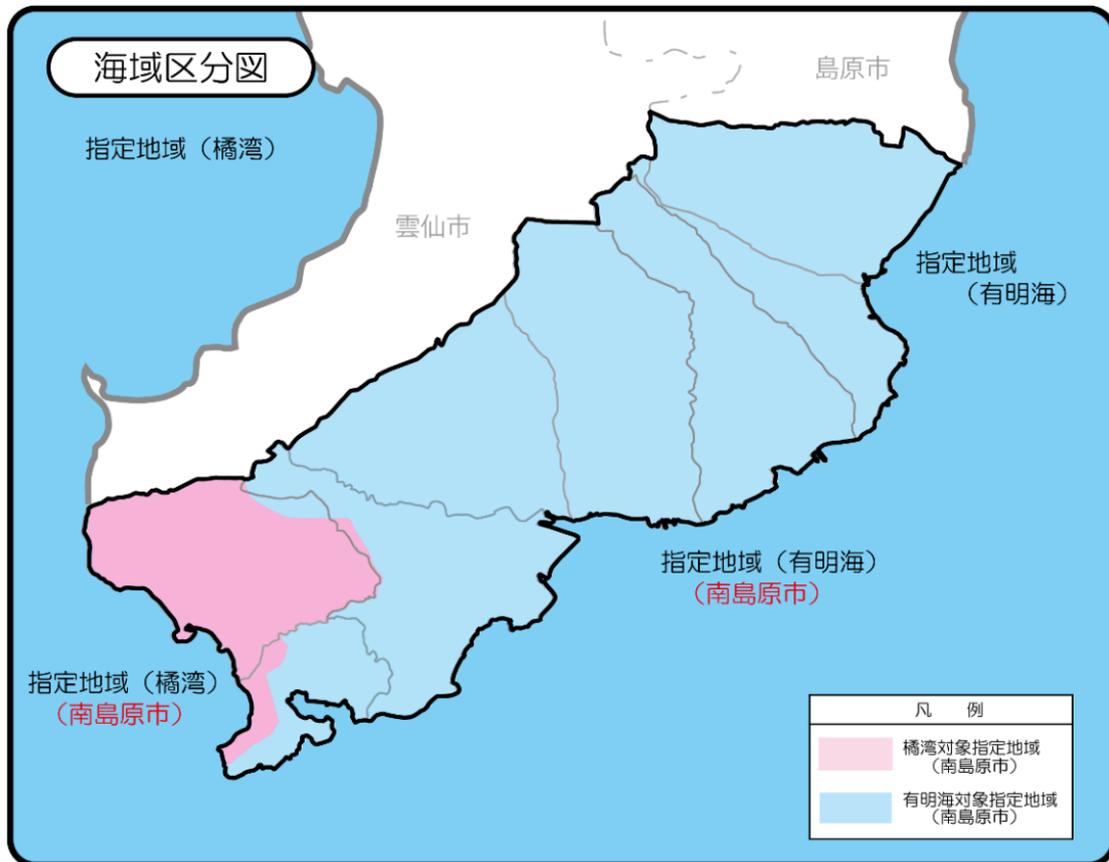


図 2-3 海域区分図

☀ 4) 気象条件

本市の気象の概況を以下に示します。年間降水量約 1,800mm、年平均気温 17.4℃です。

表 2-3 降水量の気温の経年変化

項 目	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	平 均
年間降水量 (mm/年)	1,549.0	1,504.0	2,121.0	1,551.0	2,197.0	1,546.0	1,854.5	1,800.5	2,146.5	1,660.5	1,793.0
年間平均気温 (℃)	17.7	17.0	17.6	18.1	17.4	17.8	17.5	16.9	16.8	17.3	17.4

出典：気象庁HP（口之津測候所）

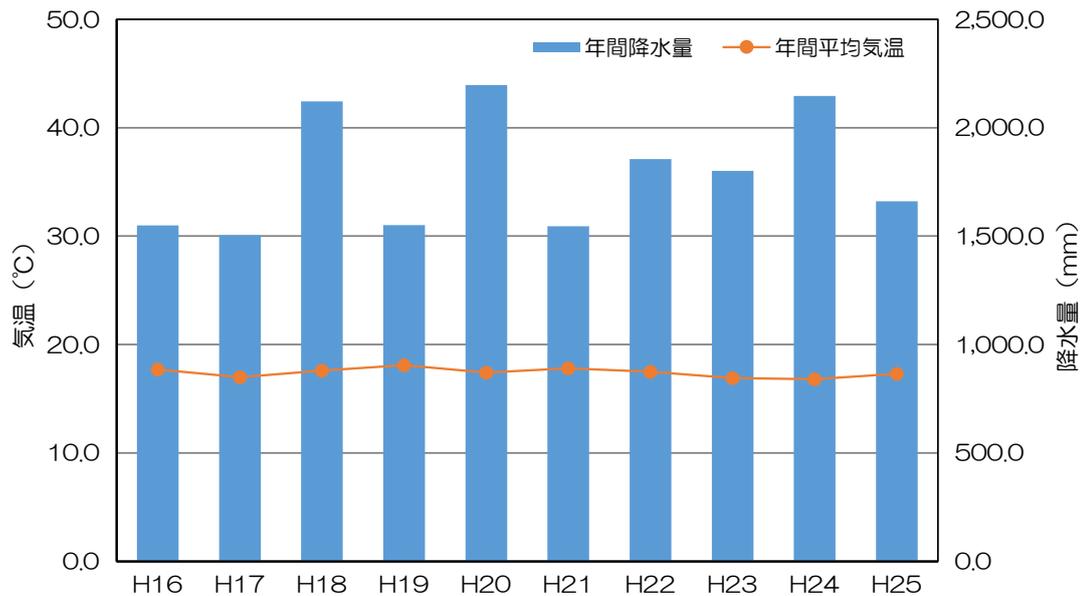


図 2-4 降水量と気温の経年変化

5) 自然公園

本市を含む雲仙天草国立公園が昭和9年に指定されました。  
 また、本市を含む島原半島県立公園が昭和45年に指定されています。  
 自然公園指定状況及び自然公園位置図を以下に示します。  
 このように、本市は、良好な自然環境に恵まれています。

表 2-4 自然公園指定状況

種別	公園名	面積 (ha)	指定年月日	地域	備考
国立公園	雲仙天草国立公園	12,858.0	S9.3.16	島原市、雲仙市、南島原市	面積は熊本、鹿児島両県分を除く。
県立自然公園	島原半島県立公園	1,835.0	S45.1.20	島原市、雲仙市、南島原市	島原市、雲仙市、南島原市

出典：長崎県統計年鑑（平成25年）

（平成25年5月1日現在）

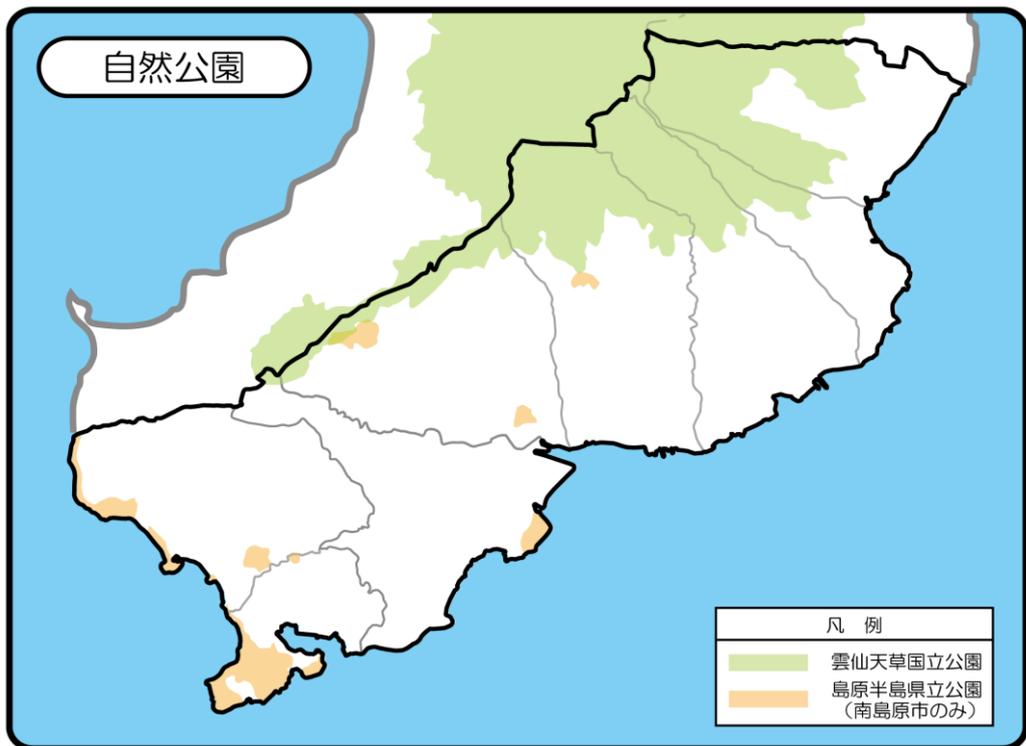


図 2-5 自然公園位置図

## 2.2 社会的条件

### ☀️ 1) 人口・世帯数の動向

#### (1) 人口・世帯数の現況

本市の人口・世帯数の現在までの動向は、以下のとおりです。

人口は、減少傾向を示していますが、世帯数は平成 17 年度から平成 21 年度まで緩やかに減少し、その後緩やかに増加しています。

また、世帯当たりの人口は、緩やかに減少傾向を示しています。

表 2-5 本市の人口・世帯数の動向

項目	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
人口(人)	56,756	56,003	55,237	54,338	53,590	52,857	52,068	51,403	50,745	50,018
増減		-753	-766	-899	-748	-733	-789	-665	-658	-727
世帯数(世帯)	18,477	18,849	18,627	18,647	18,632	18,624	18,665	18,715	18,826	18,855
増減		372	-222	20	-15	-8	41	50	111	29
世帯あたり人口(人/世帯)	3.07	2.97	2.97	2.91	2.88	2.84	2.79	2.75	2.70	2.65
増減		-0.10	0.00	-0.06	-0.03	-0.04	-0.05	-0.04	-0.05	-0.05

出典：住民基本台帳

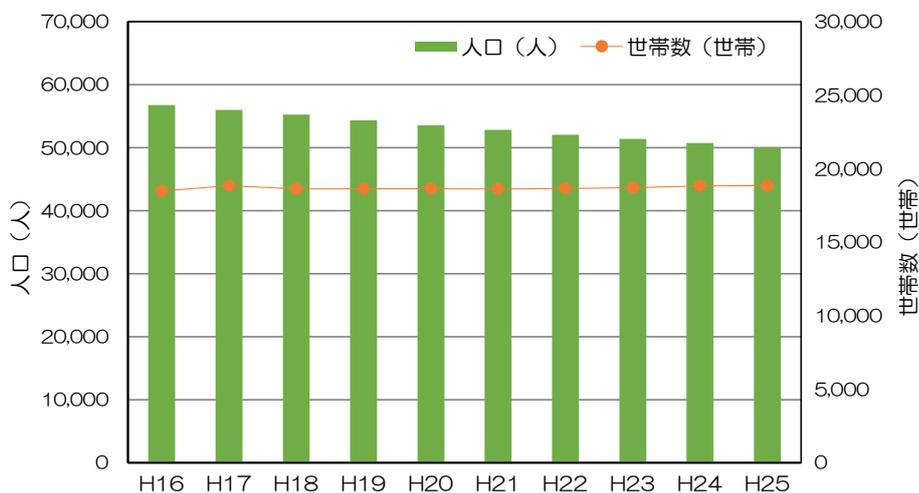


図 2-6 本市の人口・世帯数の動向

## (2) 人口の将来予測

我国の市町村別将来人口予測としては、国立社会保障・人口問題研究所（以下、社人研という。）の推計値があります。

本市の将来人口は以下のように予測されており、平成37年：40,239人、平成47年：33,932人です。

そこで、本市の将来人口の予測値は、社人研の推計人口をラウンド（丸め）して以下のように設定します。

表 2-6 本市将来人口予測

(人)

項 目	2013年	2025年	2035年	備 考
	H25	H37	H47	
社人研予測	50,018	40,239	33,932	
設 定 値	50,018	40,200	33,900	100人単位にラウンド

注) H25年度人口は、住民基本台帳人口

## (3) 世帯人員の将来予測

我国の世帯人員の将来予測としては、社人研の推計値があります。

長崎県の将来平均世帯人員は以下のように予測されており、平成37年：2.29人/世帯、平成47年：2.25人/世帯です。

社人研の将来予測は、県別であり、市町村別には行われていません。

そこで、本市の将来世帯人員の予測値は、社人研の長崎県平均世帯人員をそのまま採用します。

表 2-7 本市将来世帯人員予測

項 目	2013年	2025年	2035年	備 考
	H25	H37	H47	
社人研予測	2.65	2.29	2.25	長崎県平均
設定値	2.65	2.29	2.25	

注) H25年度世帯人員は、南島原市の住民基本台帳世帯人員である。

表 2-8 本市将来世帯数予測

項 目	2013年	2025年	2035年	備 考
	H25	H37	H47	
行政人口(人)	50,018	40,200	33,900	100人単位にラウンド
世帯人員(人/世帯)	2.65	2.29	2.25	
世帯数(世帯)	18,855	17,550	15,070	10世帯単位にラウンド

注) H25年度は、住民基本台帳の値である。

## 2) 産業の動向

### (1) 産業分類別就業者数

本市の産業別就業人口の動向は以下のとおりであり、第1次産業と第2次産業が減少し、第3次産業はほぼ横ばいで推移しています。第1次産業を見ると農業人口は平成17年以降ほぼ横ばいですが、漁業人口は減少しています。

表 2-9 本市の産業別就業人口の動向

年次	総数	第1次産業			第2次産業	第3次産業	分類不能の産業	
		計	農業	林業				漁業
H2年	29,497	9,821	8,747	14	1,060	6,792	12,878	6
H7年	28,152	8,280	7,359	14	907	6,958	12,899	15
H12年	27,129	7,095	6,437	12	646	6,550	13,474	10
H17年	25,656	6,452	5,924	5	523	5,517	13,665	22
H22年	24,342	6,407	5,986	18	403	4,817	13,096	22

出典：国勢調査

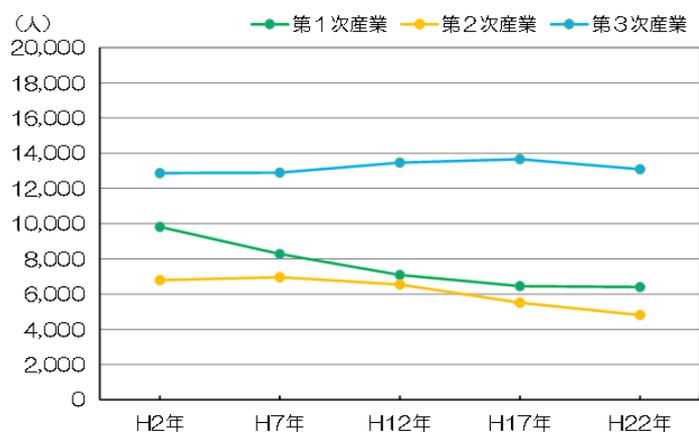


図 2-7 本市の産業別就業人口の動向

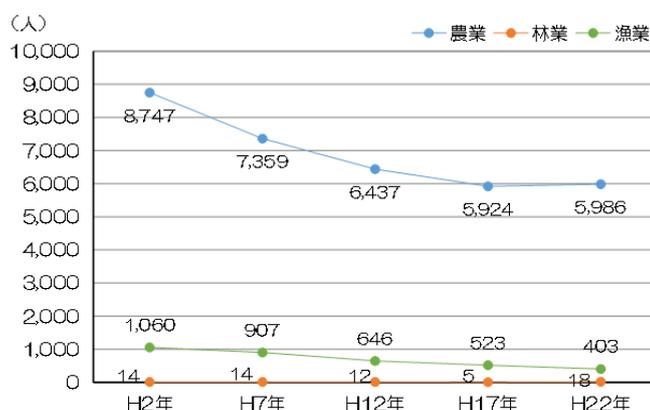


図 2-8 本市の第1次産業就業人口の動向

## (2) 商業

本市の商業の動向は以下のとおりであり、平成11年度以降、事業所数、従業者数、年間商品販売額とも減少傾向を示しています。

表 2-10 本市の商業の動向

年 度	事業所数 (所)	従業者数 (人)	年間商品 販売額 (百万円)
H9	1,052	3,853	72,214
H11	1,135	4,633	77,711
H14	1,021	4,417	73,376
H16	990	4,217	68,372
H19	876	3,921	64,029

注) 平成11年は7月1日現在、その他は6月1日現在

出典：総務省統計局 商業統計調査

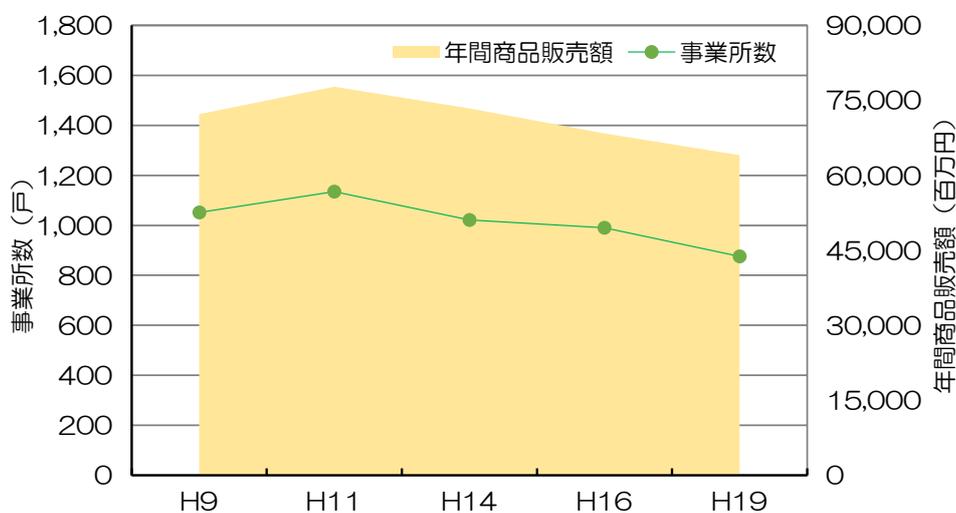


図 2-9 本市の商業の動向

(3) 工業

本市の工業の動向は以下のとおりであり、平成 17 年度以降、事業所数、従業者数、製品出荷額等とも減少傾向を示しています。

表 2-11 本市の工業の動向

年度	事業所数 (所)	従業者数 (人)	製品出荷額等 (百万円)
H16	302	2,528	56,354
H17	310	2,385	21,106
H18	288	2,291	18,094
H19	285	2,248	19,038
H20	281	2,153	17,960
H21	263	1,999	16,300
H22	250	2,005	17,118
H23	239	1,978	16,792
H24	216	1,810	12,575

出典：総務省統計局 工業統計調査

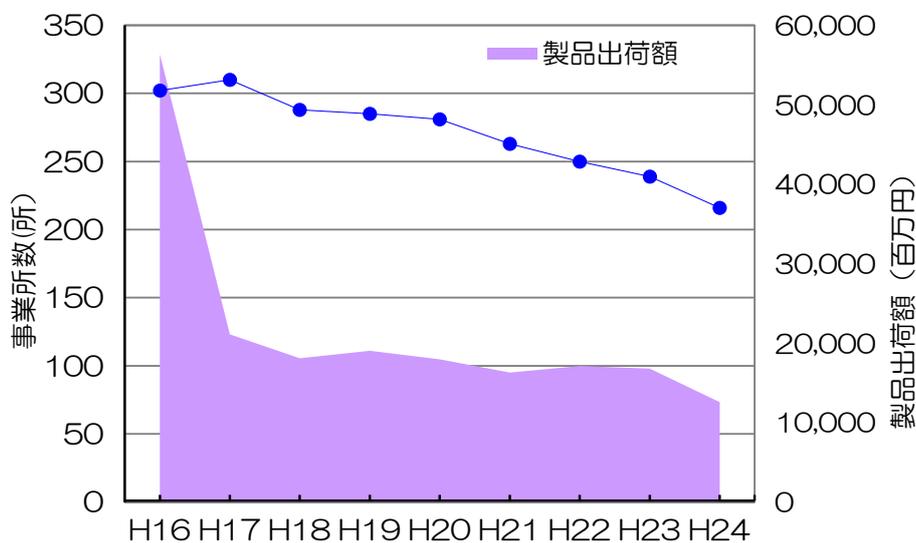


図 2-10 本市の工業の動向

(4) 農業

本市の農業の動向は以下のとおりであり、平成2年以降、農業就業人口、農家数、経営耕地面積とも減少傾向を示しています。ただし、経営耕地面積のうち、畑の面積は、平成7年以降ほぼ横ばいです。

表 2-12 本市の農家数・農家人口及び経営耕地面積の動向

調査年	農業就業人口 (人)	総農家数(戸)			経営耕地面積(ha)				備考
		総数	専業農家	兼業農家	総数	田	畑	樹園地	
H2	10,956	5,061	1,993	3,068	4,723	1,829	2,108	786	平成2年2月1日現在
H7	8,862	4,273	1,689	2,584	3,882	1,537	1,796	549	平成7年2月1日現在
H12	7,202	4,111	1,377	1,740	3,551	1,318	1,804	430	平成12年2月1日現在
H17	6,328	3,945	1,300	1,366	3,278	1,135	1,802	341	平成17年2月1日現在
H22	4,922	3,577	1,228	1,054	3,079	1,008	1,806	265	平成22年2月1日現在

出典：農林業センサス

注) 専業・兼業農家は販売農家のみ

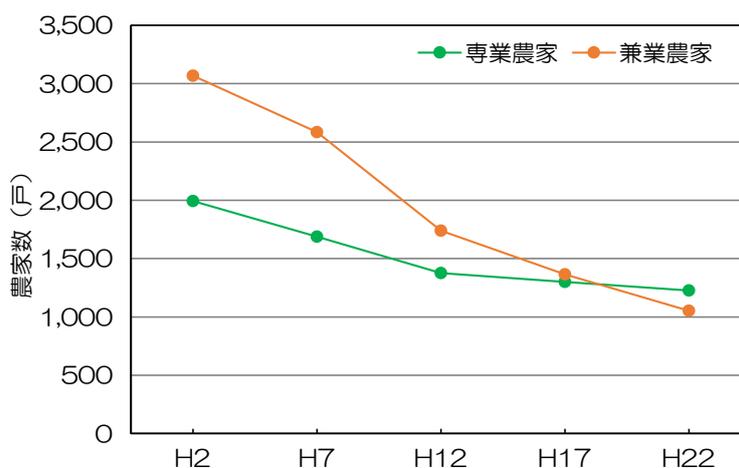


図 2-11 本市の農家数の動向

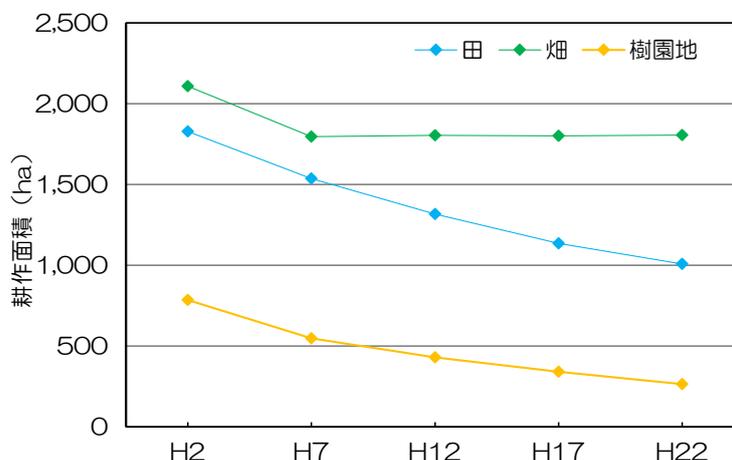


図 2-12 本市の耕地面積の動向

(5) 漁業

本市の漁業の動向は以下のとおりであり、平成16年度以降、漁獲量は減少傾向を示しています。また、有明海全体の漁獲量も1976年以降漁獲量が減少しています。

表 2-13 本市の漁獲量の動向

年 度	属人漁獲量 (t)	利用漁船 (隻)	備考
H16	1,302	626	
H17	1,279	610	
H18	1,171	602	
H19	1,023	573	
H20	1,088	554	
H21	923	543	
H22	1,045	537	
H23	900	534	
H24	874	528	

出典：南島原市 港湾調査資料

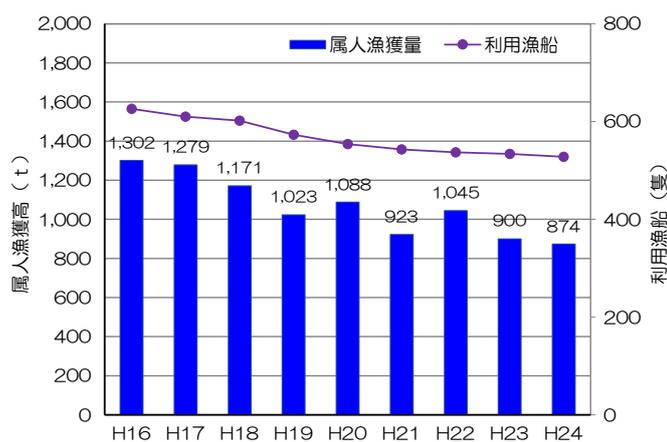
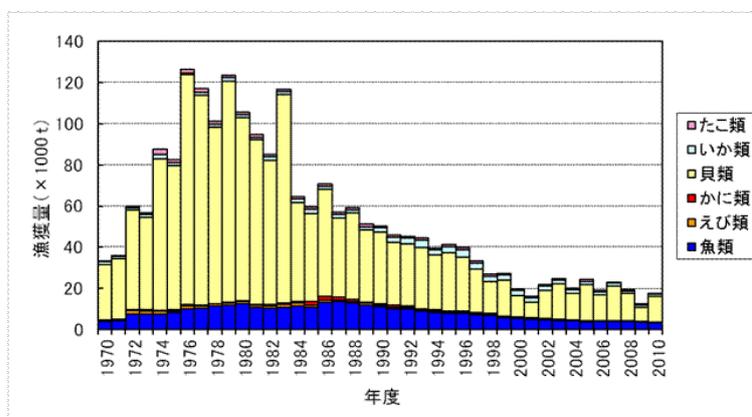


図 2-13 本市の漁獲量の動向



出典：社団法人 日本水産資源保護協会 環境情報センター

図 2-14 有明海における漁種別漁獲量の動向

(6) 畜産

本市の畜産頭数の動向は以下のとおりであり、肉用牛は緩やかに増加傾向を示していますが、乳用牛、豚、にわとりは減少傾向を示しています。

表 2-14 本市の畜産頭数の動向

単位：頭、羽

年 度	牛		豚	にわとり
	乳用	肉用		
H19	3,809	10,730	25,684	1,167,500
H20	3,741	11,344	17,949	1,116,200
H21	3,606	11,855	25,398	1,126,700
H22	3,406	11,145	26,858	1,248,000
H23	3,355	11,199	25,784	1,051,420
H24	3,301	11,277	19,176	1,014,000
H25	3,343	11,503	16,790	956,915

出典：長崎県統計年鑑（各年4月1日現在）

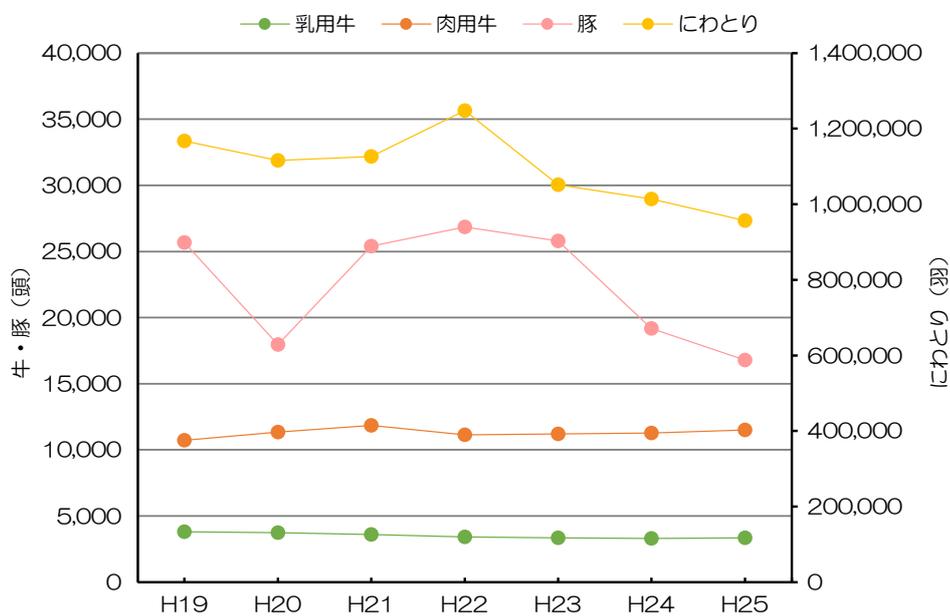


図 2-15 畜産頭数の動向

### 3) 土地利用

#### (1) 土地利用の現況

本市の土地利用状況は以下のとおりであり、農地：約 55%、宅地：約 10%、山林・原野：約 30%です。

土地利用の動向は、大きな変化はありませんが、宅地が若干増加し、山林・原野が若干減少しています。農地の変化は小さいですがやや減少しています。

表 2-15 本市の土地利用の動向

単位：ha

地目	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
田	2,116	2,111	2,106	2,100	2,089	2,082	2,067	2,059	2,056	2,051
畑	4,192	4,188	4,174	4,169	4,162	4,174	4,115	4,143	4,145	4,148
宅地	1,056	1,064	1,071	1,077	1,082	1,086	1,137	1,138	1,143	1,145
山林	3,311	3,334	3,332	3,328	3,313	3,300	3,290	3,238	3,192	3,164
原野	349	311	311	313	311	294	284	275	227	207
池沼	11	11	11	11	11	11	7	7	7	6
その他	270	273	278	279	284	284	354	360	359	357
総数	11,305	11,292	11,283	11,277	11,253	11,233	11,254	11,221	11,129	11,078

資料：長崎県統計年鑑（各年の1月1日現在）

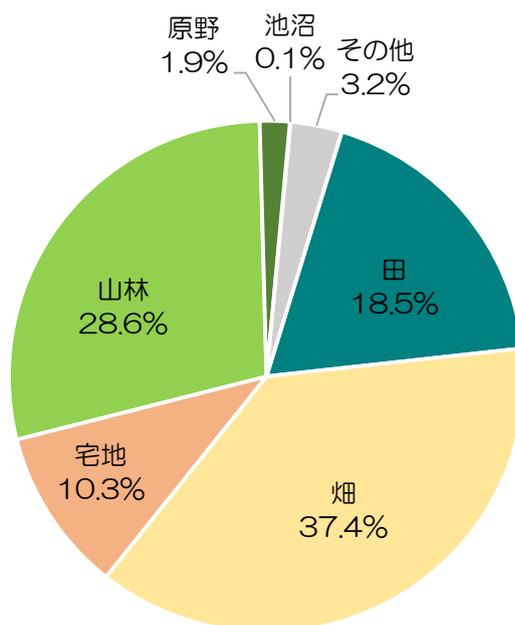


図 2-16 本市の土地利用の割合 (平成 25 年度)

## (2) 都市計画

本市の都市計画の概要は以下のとおりであり、加津佐町、口之津町、西有家町、有家町の一部が都市計画区域に指定されています。

都市計画区域面積は 1,818ha であり、本市の行政面積 16,992ha の 10.7% に相当します。

表 2-16 本市の都市計画

都市計画区域名	該当地区	面積 (ha)	備考
加津佐	加津佐町	377	
口之津	口之津町	518	
西有家	西有家町・有家町	923	
合 計		1,818	H25年南島原市 面積：16,992ha

出典：長崎県都市計画課  
※平成23年3月31日現在



## 4) 水利用状況

本市の水道水源は、本市全域に広く分布しています。

水道水源の水質保全のためにも生活排水対策は必要不可欠です。

5) 生活排水処理形態別人口

本市の生活排水処理形態別人口の動向は以下のとおりです。

平成25年度の水洗化率は46.3%であり、処理形態別人口の動向は、合併浄化槽人口と公共下水道人口が増加しています。

表 2-17 本市の生活排水処理形態別人口の動向

年 度	総人口	公共下水道	農 業 集落排水	漁 業 集落排水	コミュニティ プラント	合 併 浄化槽	単 独 浄化槽	非水洗化 人 口	水洗化率
H19	54,430	2,161	388	143	608	15,389	4,008	31,733	34.3%
H20	53,590	2,323	424	154	597	15,859	4,048	30,185	36.1%
H21	52,857	2,521	419	156	584	16,311	3,951	28,915	37.8%
H22	52,068	2,736	423	177	583	16,390	3,555	28,204	39.0%
H23	51,470	3,044	438	181	558	17,061	3,502	26,686	41.3%
H24	50,794	3,260	406	156	561	17,495	3,301	25,615	43.1%
H25	50,018	3,550	439	169	592	18,407	2,299	24,562	46.3%

単位：人

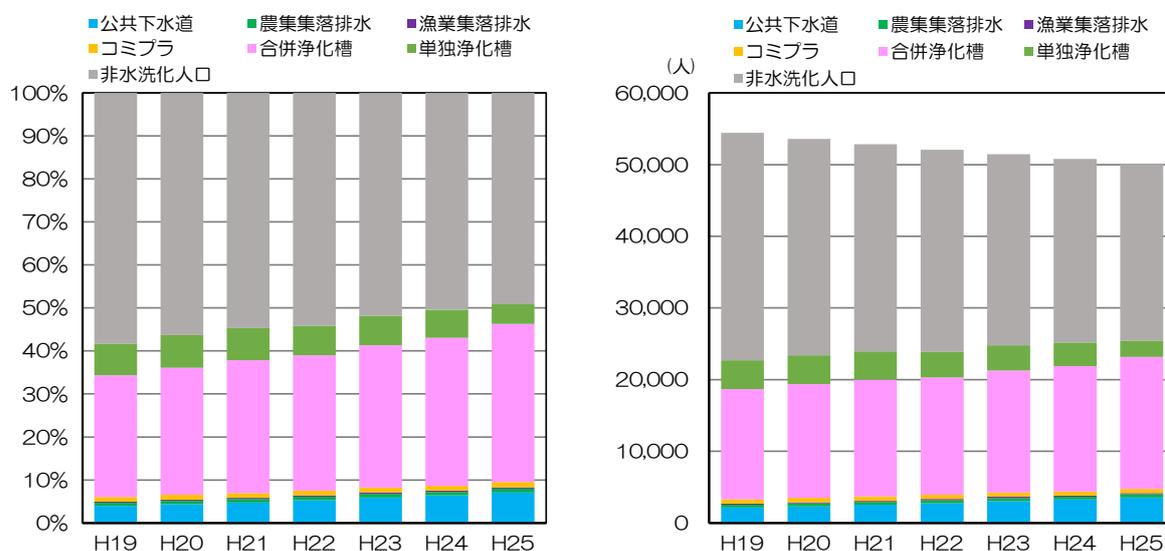


図 2-17 本市の生活排水処理形態別人口の動向

## 6) 観光客の動向

本市の観光客数の動向は以下のとおりです。

総数は、平成16年度以降変動はありますが、ほぼ横ばいです。しかし、宿泊客数は増加傾向がうかがえます。

表 2-18 本市の観光客数の動向

単位：人

年度	日帰り客数	宿泊客数	総数
H16	1,406,911	65,268	1,472,179
H17	1,300,436	60,939	1,361,375
H18	1,257,598	61,850	1,319,448
H19	1,388,908	57,812	1,446,720
H20	1,362,541	70,335	1,432,876
H21	1,316,697	127,370	1,444,067
H22	1,292,527	115,676	1,408,203
H23	1,311,142	107,256	1,418,398
H24	1,254,691	95,363	1,350,054
H25	1,330,766	111,054	1,441,820

出典：長崎県統計白書

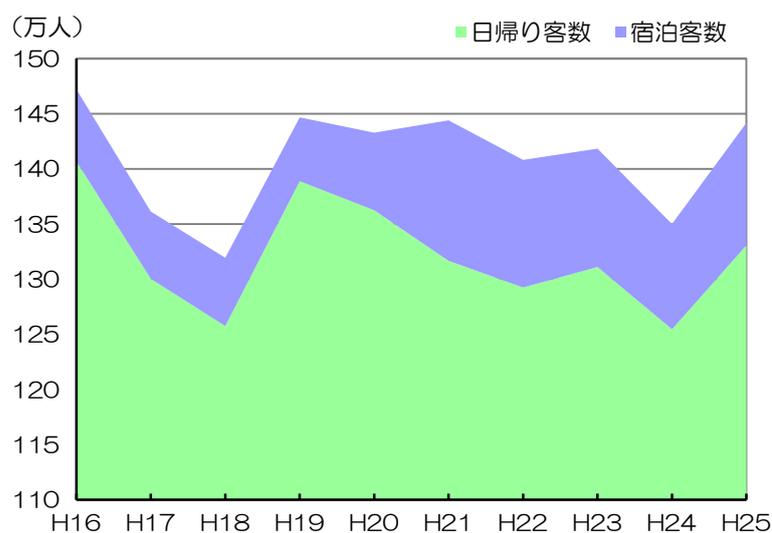


図 2-18 本市の観光客数の動向

## 2.3 上位計画における位置づけ



### 1) 南島原市民憲章

南島原市民憲章は、以下のように定められており、「生活排水対策」の根幹となる考えが第1章に謳われています。

#### 南島原市民憲章

私たちのまち南島原市は、さんさんと太陽がふりそそぎ、豊かな自然に包まれています。また、いち早くヨーロッパの文化を受け入れた誇り高い歴史のまちです。

人々は、<sup>いにしえ</sup>古より普賢岳と有明海の恵みに感謝し、幾多の困難の中にあっても、夢と希望をもって懸命に生きてきました。

私たちは、先人の精神を受け継ぎ、南向きに生きることを誓い、ここに南島原市民憲章を定めます。

- 守ろう 環境・大地 この自然
- 生かそう 歴史・文化 この郷土
- 育てよう 心・健康 この家庭
- 羽ばたこう 未来へ

 2) 南島原市総合計画

南島原市総合計画の「まちづくりの基本理念」、「まちづくりの将来像」、「まちづくりの目標と方向性」は以下のとおりであり、「まちづくりの目標と方向性」の自然環境の中に、『生活排水対策などが進み』と謳われています。

**まちづくりの基本理念****南向きに生きよう！**

「みんなが主役 “市民協働のまちづくり”」

**まちづくりの将来像****太陽の恵みと世界遺産のまち南島原**

「生活重視の安心・安全のまち」

「自然・歴史・食の産地を地域ブランドにひとときわ輝くまち」

「ずっと働ける元気な産業のまち」

まちづくりの目標と方向性（10年後の南島原市の姿）

**自然環境**

〇ごみ減量3R運動や生活排水対策などが進み、海、山、川などの貴重な自然環境や動植物が大切に守られています。

**用語解説****・「ごみ減量3R運動」**

物を大切に、ごみを減らす（Reduce: リデュース）、使える物は最後まで再利用する（Reuse: リユース）、資源として使えるものを再生利用する（Recycle: リサイクル）ということを広く普及させ、市民・事業者・行政が一体となって、着実なごみ排出量の削減に取り組むことです。

## 2.4 生活排水処理施設整備状況

下水道等の生活排水処理施設の整備状況、整備計画などについて整理します。



### 1) 下水道の整備状況

本市の下水道整備状況と整備計画は以下のとおりです。

平成25年度末の整備状況は、口之津処理区164ha、南有馬処理区56haであり、計画面積の各々90%、98%が整備済です。

なお、南有馬処理区の一部は、漁業集落排水事業で整備されています。

表 2-19 本市の下水道整備状況と整備計画

項 目	公共下水道 口之津処理区		特定環境保全公共下水道 南有馬処理区	
	平成25年度 (現況)	平成30年度 (事業計画目標)	平成25年度 (現況)	平成30年度 (事業計画目標)
処理区域面積 (ha)	163.75	181	55.94	57
処理人口 (人)	2,094	5,000	815	1,600
処理水量(日最大) (m <sup>3</sup> /日)	1,190	2,100	291	900

出典：南島原市公共下水道事業計画変更認可申請書 平成23年度

出典：公共下水道事業南有馬処理区 事業再評価業務委託報告書 平成26年3月

## 2) 農業集落排水施設の整備状況

本市の農業集落排水施設の整備状況は以下のとおりです。

表 2-20 本市の農業集落排水施設の整備状況

項 目	慈恩寺・見岳地区 農業集落排水施設 (西有家地区)		備 考
	平成25年度 (現況)	事業計画	
処理人口 (人)	439	1,110	
処理水量(m <sup>3</sup> /日)	136	300	平成25年度：日最大 事業計画：日平均
処理対象排水	し尿処理及び生活雑排水		

## 3) コミュニティ・プラントの整備状況

本市のコミュニティ・プラントの整備状況は以下のとおりです。

表 2-21 本市のコミュニティ・プラントの整備状況

項 目	大野木場団地 コミュニティ・プラント (深江地区)		備 考
	平成25年度 (現況)	事業計画	
処理人口 (人)	592	1,200	
処理水量 (日最大) (m <sup>3</sup> /日)	155	461	
処理対象排水	し尿処理及び生活雑排水		

 4) 浄化槽等の整備状況

本市における浄化槽の設置状況は以下のとおりです。

1年間の平均的な設置基数は約150基、処理人口は約700人です。

表 2-22 本市の浄化槽の整備状況

項目	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	合計	平均
基数(基)	172	146	143	119	141	157	151	1,029	147
処理人口(人)	713	622	729	554	671	792	761	4,842	692

出典：南島原市

## 2.5 生活排水対策に係る啓発活動状況

本市では、生活排水対策に係る啓発活動として、主に以下の活動を行っています。



### 1) 家庭用廃油回収システム構築

#### (1) 事業開始までの経緯等

平成20年度に職員提案制度（通称：カイゼンピック）で提案された「家庭用廃油回収システム構築」が最優秀施策として事業化されました。

【開始時期】 平成20年12月 市役所の各支所(8支所)へ設置  
平成21年4月～ 申請のあった自治会へ随時設置

【設置場所】 市役所各支所及び設置申請があった自治会

【周知方法】 ・自治会長会議の中で設置の呼び掛け  
(自治会長会議の開催は毎年年度当初)  
・ごみ出しカレンダーに掲載

【設置等】 申請があった自治会へ自治会長の立ち会いのもと環境課職員が回収ボックスを設置します。

#### (2) 設置箇所数、回収量

平成25年度時点の設置箇所数は、市役所の各支所(8支所)と申請のあった自治会21箇所です。平成25年度の回収量は、支所分3,244L、自治会分138L、給食センターほか7,630Lの合計11,012Lです。

## ☀ 2) 生ごみ処理機器購入補助金

家庭から出る生ごみの減量化を図るため「電気式生ごみ処理機」または「処理容器（コンポスト・EM 処理バケツ）」を購入し、設置する世帯に対し補助金を交付しています。



## ☀ 3) イルカウォッチング

### (1) 趣旨

野生のイルカの観察をとおして、海の生態系を楽しく学習します。

実施日：平成 26 年 8 月 30 日

### (2) 実施状況



## 4) 水生生物調査

### (1) 趣旨

南島原市市民協働のまちづくり市政出前講座の1つとして「水生生物調査」を実施しました。

総合的な学習において、川の水質をそこに住む生物を調査することにより調べるため実施しました。

実施日：平成26年5月30日、実施場所：須川川（西有家町）

### (2) 講座内容

#### 1. 川辺の探索

(1) 川辺の観察、(2) 水生生物の採取、(3) 簡易水質検査用河川水の採水

#### 2. 水生生物調査及び簡易水質検査の実施

(1) 川の指標生物表をもとに水生生物調査、(2) 化学的酸素要求量(COD)の簡易水質検査

### (3) 感想等

今回の調査において、須川川の水生生物の生息状況及び水質を把握し、児童に川の生き物や水質の調査について興味、関心を持たせることが出来ました。

また、児童から「今後は川にごみを捨てず、ごみを捨てている人を見つけたら注意する」等の感想が発表され、身近な川の自然環境を考えるきっかけを与えることが出来たと感じました。



## ☀ 5) エコ岳くんキャラクターの活用

平成21年に市内の中学生・高校生に環境ロゴマークを募集し、作品17点の中から最優秀賞として、「エコ岳くん」が決定されました。

エコ推進のポスターや文書、マグネットクリップなどに「エコ岳くん」キャラクターとしてプリントし、啓発を図っています。

南島原市環境キャラクター

**エコ岳くん!!**



## 2.6 水質の現状及び動向

### 1) 環境基準の設定状況

本市に関連する水域の環境基準の設定状況は以下のとおりです。

河川については、有馬川と有家川の2河川で環境基準が設定されています。

海域については、有明海と橘湾で環境基準が設定されています。また、有明海については、窒素とリンに関しても環境基準が設定されています。

表 2-23 環境基準の設定状況

水域	類型指定 河川及び海域	類型	環境基準値 (75%値 (mg/L))				備考
			BOD	COD	T-N	T-P	
河川	有馬川	B	3.0	-	-	-	
	有家川	A	2.0	-	-	-	
海域	橘湾 (加津佐漁港)	A	-	2.0	-	-	
	有明海 (12)	C	-	8.0	-	-	須川港
	有明海 (11)	C	-	8.0	-	-	口之津港
	有明海 (15)	A	-	2.0	-	-	
	有明海 (二)	II	-	-	0.30	0.03	
	有明海 (ホ)	II	-	-	0.30	0.03	



図 2-19 環境基準の設定状況

## 2) 水質の現状及び動向

本市の関連水域における水質の現状及び動向は以下のとおりです。

河川は、有馬川、有家川共に環境基準を達成していますが、有馬川の方がBOD75%値は高いです。

海域のCOD75%値は、橘湾（加津佐漁港）で平成22年度に環境基準値を超過しており、有明海（15）で環境基準値に近づいています。有明海（11）、有明海（12）は、環境基準値が緩いため環境基準を十分達成しています。

海域のT-N、T-Pは、有明海（二）で環境基準が未達成ですが、南島原市の前面海域である有明海（ホ）では環境基準が達成されています。

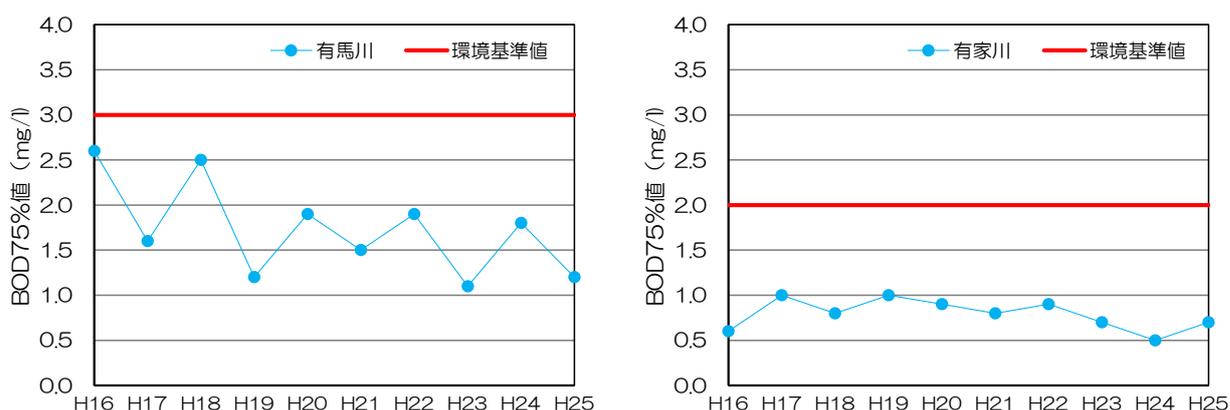


図 2-20 河川BOD水質の推移

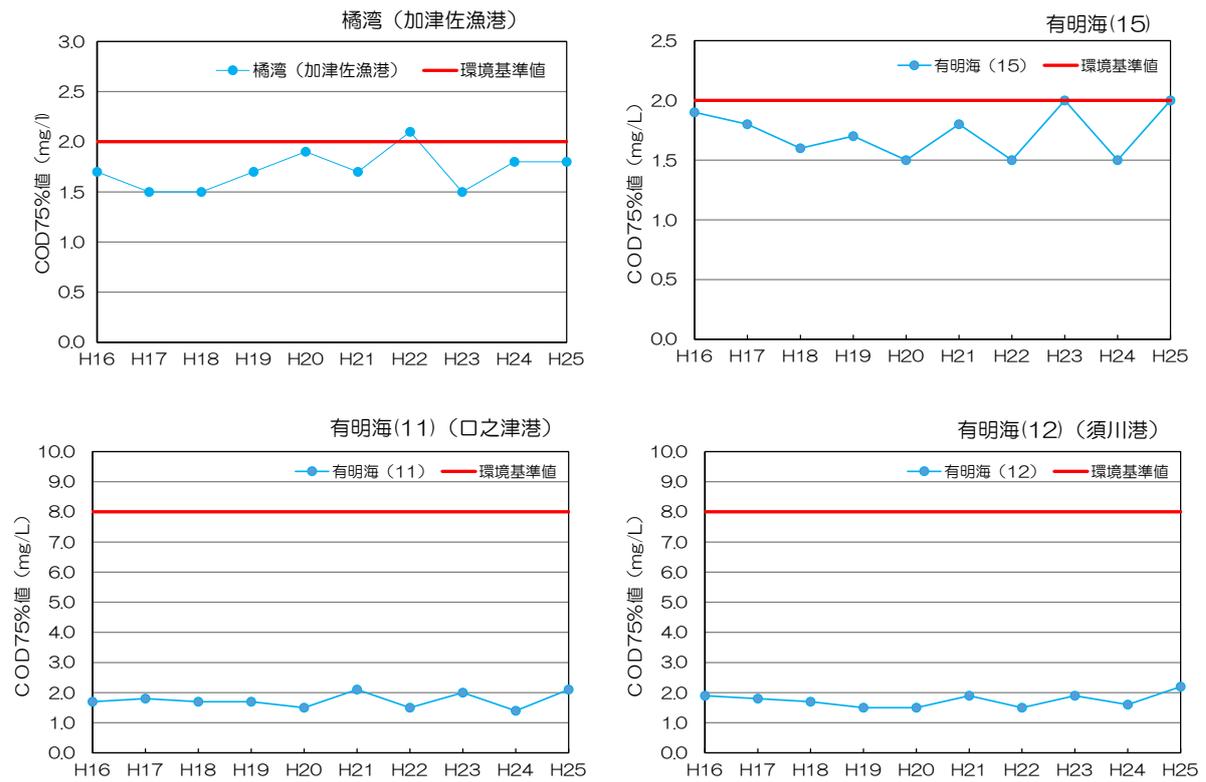


図 2-21 海域COD水質の推移

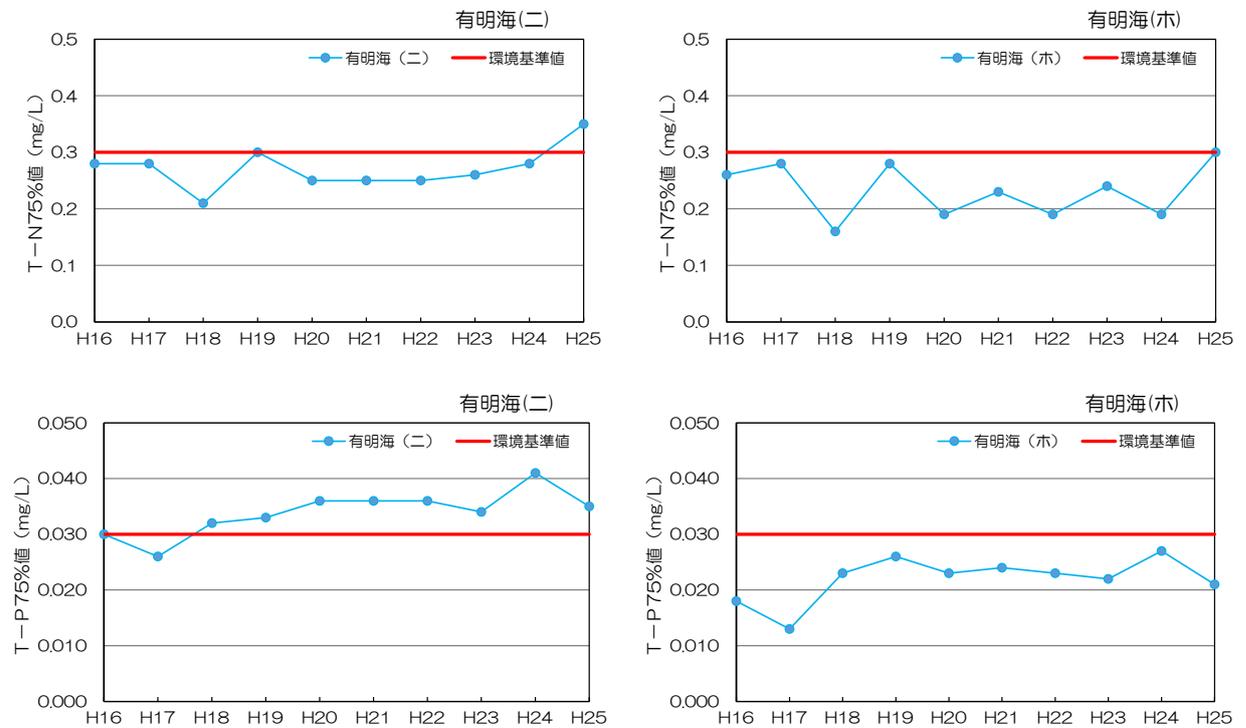


図 2-22 海域T-N、T-P水質の推移

3) 発生源別負荷量

本市における発生源別排出負荷量は、以下のとおりであり、全排出負荷量は、BOD：3,634.3kg/日、COD：6,183.5kg/日、T-N：4,110.7kg/日、T-P：499.7kg/日です。

生活系の排出負荷量は、BOD：1,291.9kg/日（35.5%）、COD：629.1kg/日（10.2%）、T-N：213.1kg/日（5.2%）、T-P：29.8kg/日（6.0%）です。

表 2-24 発生源別排出負荷量

項目	生活系								計	営業	畜産	面源	合計
	処理施設				生活系								
	公共下水道	農業集落排水	コミュニティ	し尿	合併浄化槽	単独浄化槽	くみとり						
BOD	5.9	0.3	0.2	0.6	200.6	101.8	982.5	1,291.9	258.4	1,914.1	169.9	3,634.3	
COD	12.9	0.6	0.4	6.0	141.7	49.9	417.6	629.1	125.8	1,720.4	3,708.2	6,183.5	
T-N	23.6	0.2	0.3	2.1	119.6	18.2	49.1	213.1	42.6	1,628.7	2,226.3	4,110.7	
T-P	3.2	0.2	0.3	0.1	13.8	2.4	9.8	29.8	6.0	371.8	92.1	499.7	

単位：kg/日

注) 営業排出負荷量は、生活系排出負荷量の20%

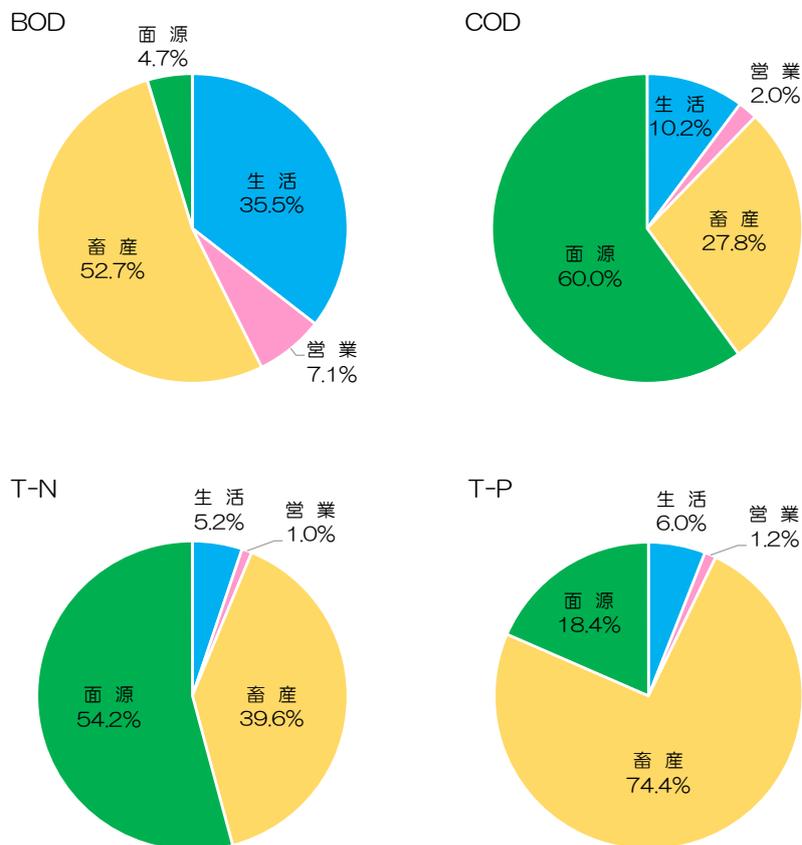
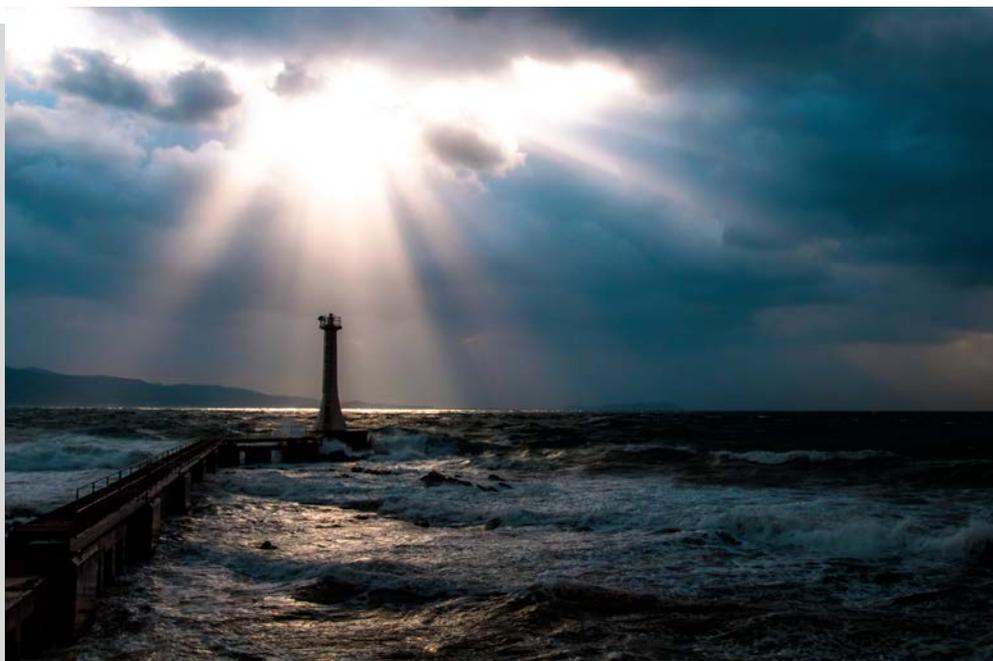


図 2-23 発生源別排出負荷量の割合



### 第3章 生活排水処理施設の整備に関する事項



## 3.生活排水処理施設の整備に関する事項

### 3.1 生活排水処理施設の整備に関する基本方針

生活排水処理施設は、下水道のように一定の区域の汚水を集め、1箇所処理する集合処理と家庭用合併浄化槽のように1戸の汚水を処理する個別処理に大別されます。

① 集合処理（一定の区域の汚水を集めて1箇所処理）

下水道、農・漁業集落排水施設、コミュニティ・プラント等

② 個別処理（1戸の汚水を個別に処理）

合併浄化槽

本市には、集合処理施設として、公共下水道2処理区（口之津処理区、南有馬処理区（一部漁業集落排水施設を含む））、農業集落排水施設1処理区、コミュニティ・プラント1処理区が存在します。これらの集合処理施設は、概ね整備しています。今後は、集合処理施設整備区域内の接続率（区域内人口のうち施設利用人口の割合）の向上を図ります。

本市には、個別処理施設として、合併浄化槽が4,004基存在します（平成25年度末現在）。今後は、集合処理区域以外の全ての家屋において、合併浄化槽の普及を目指します。

#### 生活排水処理施設の整備に関する基本方針

① 集合処理区域

接続率100%を目指す（集合処理施設は概ね整備）

② 個別処理区域

普及率100%を目指す

#### 用語解説

- ・接続率 下水道整備地域人口のうち、下水道を使用している人口の割合
- ・普及率 個別処理区域内人口のうち、浄化槽を使用している人口の割合

## 3.2 下水道を整備する区域及び下水道整備計画

本市の公共下水道計画（口之津処理区、南有馬処理区）の概要を以下に示します。

### 1) 口之津処理区

口之津処理区の事業計画の概要は以下のとおりであり、既に概ね整備していますが、今後はこの計画に沿って整備と維持管理を行っていきます。さらに、接続率 100%を目指して接続家屋の増加を図ります。

表 3-1 下水道整備計画（口之津処理区）

（口之津処理区）		
項 目	事業計画	備 考
目標年度	平成30年度	
計画処理区域面積	181 h a	
行政人口	45,800人	
計画処理人口	5,000人	
計画汚水量	2,100m <sup>3</sup> /日	日最大汚水量

出典：南島原市公共下水道事業計画変更認可申請書 平成23年度

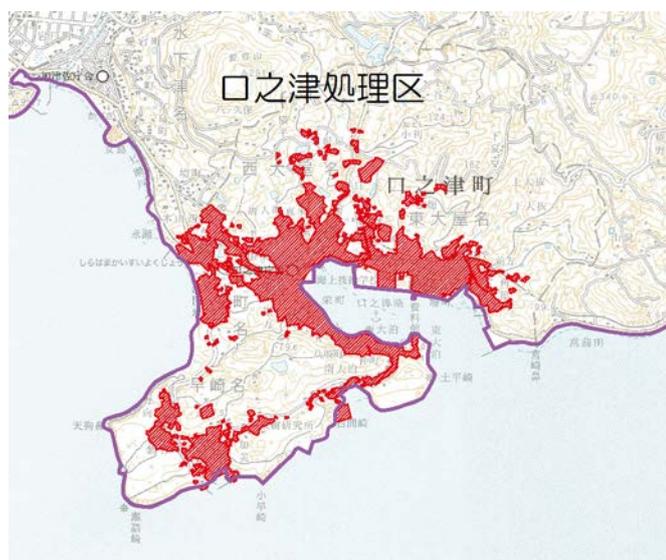


図 3-1 下水道整備区域図（口之津処理区）

## 2) 南有馬処理区

南有馬処理区については、平成25年度に公共事業再評価委員会に規模縮小の申請を行いました。

規模縮小計画の概要を表3-2に示します。この区域については概ね整備していますが、今後はこの計画に沿って整備と維持管理を行っていきます。さらに、接続率100%を目指して接続家屋の増加を図ります。

なお、南有馬処理区には、漁業集落排水事業で整備した区域を一部含んでいます。

表3-2 下水道整備計画（規模縮小計画）

（南有馬処理区）		
項目	規模縮小計画	備考
目標年度	平成42年度	
計画処理区域面積	57ha	
行政人口	38,020人	
計画処理人口	1,500人	
計画汚水量	800m <sup>3</sup> /日	日最大汚水量

出典：公共下水道事業南有馬処理区 事業再評価業務委託報告書 平成26年3月

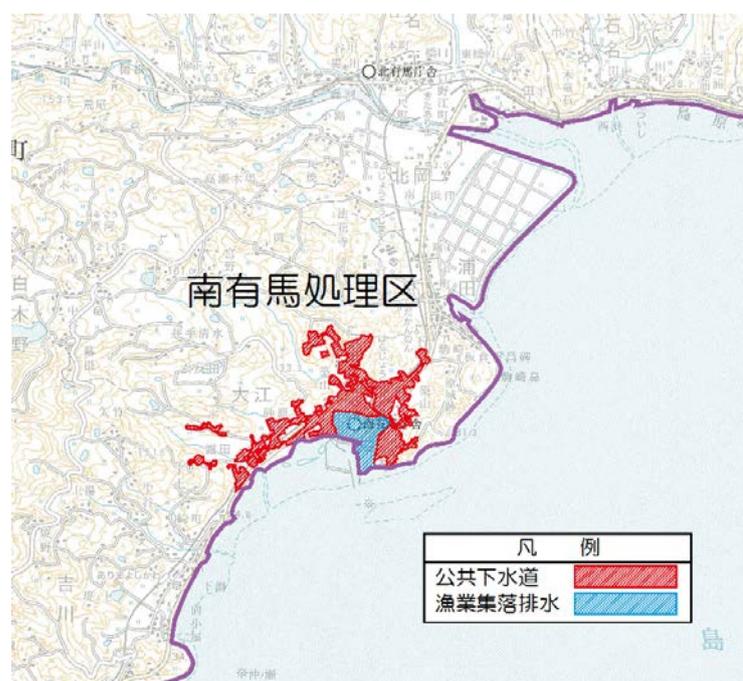


図3-2 下水道整備区域図（南有馬処理区）

### 3.3 農業集落排水施設を整備する区域及び

#### 農業集落排水施設整備計画

本市において農業集落排水施設を整備する区域は、慈恩寺・見岳地区であり、整備は完了しています。今後は、接続率 100%を目指して接続家屋の増加を図ります。

表 3-3 慈恩寺・見岳地区農業集落排水事業計画

慈恩寺・見岳地区農業集落排水	
計 画 人 口	1,110 人
日 平 均 汚 水 量	300 m <sup>3</sup> /日
時 間 最 大 汚 水 量	36 m <sup>3</sup> /時

出典：慈恩寺・見岳地区農業集落排水事業

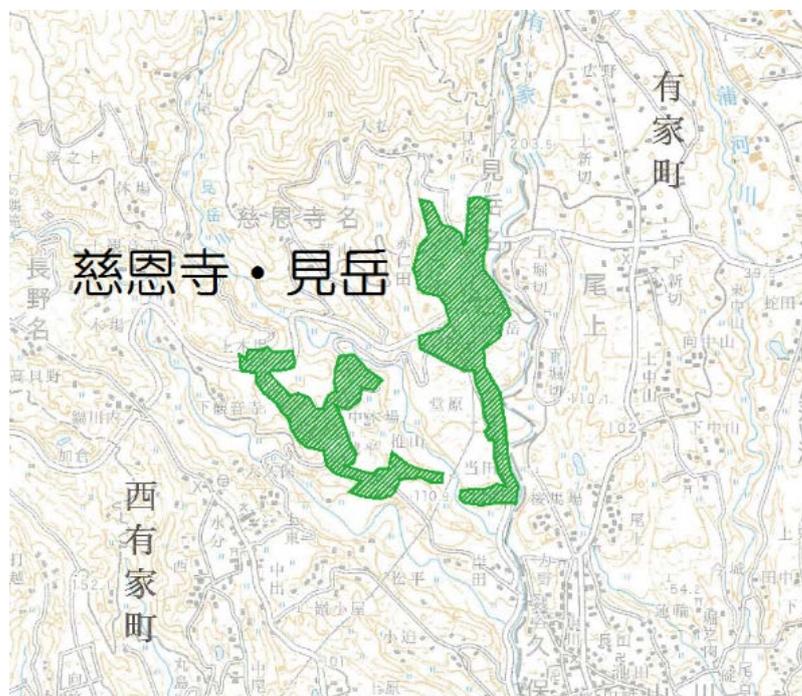


図 3-3 農業集落排水施設整備区域図（慈恩寺・見岳地区）

### 3.4 コミュニティ・プラントを整備する区域及び

#### コミュニティ・プラント整備計画

本市においてコミュニティ・プラントを整備する区域は、大野木場団地であり、整備は完了しています。接続率も100%です。

表 3-4 大野木場団地コミュニティ・プラント整備事業計画

大野木場団地コミュニティ・プラント	
計 画 人 口	1,200 人
日 最 大 汚 水 量	461 m <sup>3</sup> /日

出典：大野木場団地コミュニティ・プラント整備事業



図 3-4 コミュニティ・プラント整備区域図（大野木場団地）

### 3.5 浄化槽を整備する区域及び浄化槽整備計画

浄化槽を整備する区域は、本市の行政区域から上記集合処理区域（下水道、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント）を除いた区域全域です。

本市における平成19年から平成25年の1年間の平均的な浄化槽の整備実績は、設置基数約150基/年、処理人口約700人/年です。

今後は、この平均的な実績を上回るペースで浄化槽の整備を目指します。

### 3.6 その他の生活排水処理施設の整備

その他の生活排水処理施設の整備に関することとして、生活排水による汚濁が著しい水域での浄化事業の検討、家庭の廃油の回収システムの整備などが考えられます。

本市においては、生活排水による汚濁を防止するために、「EM菌活性液」を配布しており、水域の浄化に寄与していると考えられます。

また、本市では、職員提案制度（通称：カイゼンピック）の提案により、平成20年度より「家庭用廃油回収システム構築」が最優秀施策として事業化され、現在も継続しています。

このように、本市では、「その他の生活排水処理施設の整備」に関しては、既に実施中です。

### 3.7 生活排水処理施設整備区域図の作成

前述の下水道整備計画、農業集落排水施設整備計画、コミュニティ・プラント整備計画及び浄化槽整備計画を基に本市における生活排水処理施設整備計画を策定しました。

本市における生活排水処理施設整備区域図を次頁に示します。



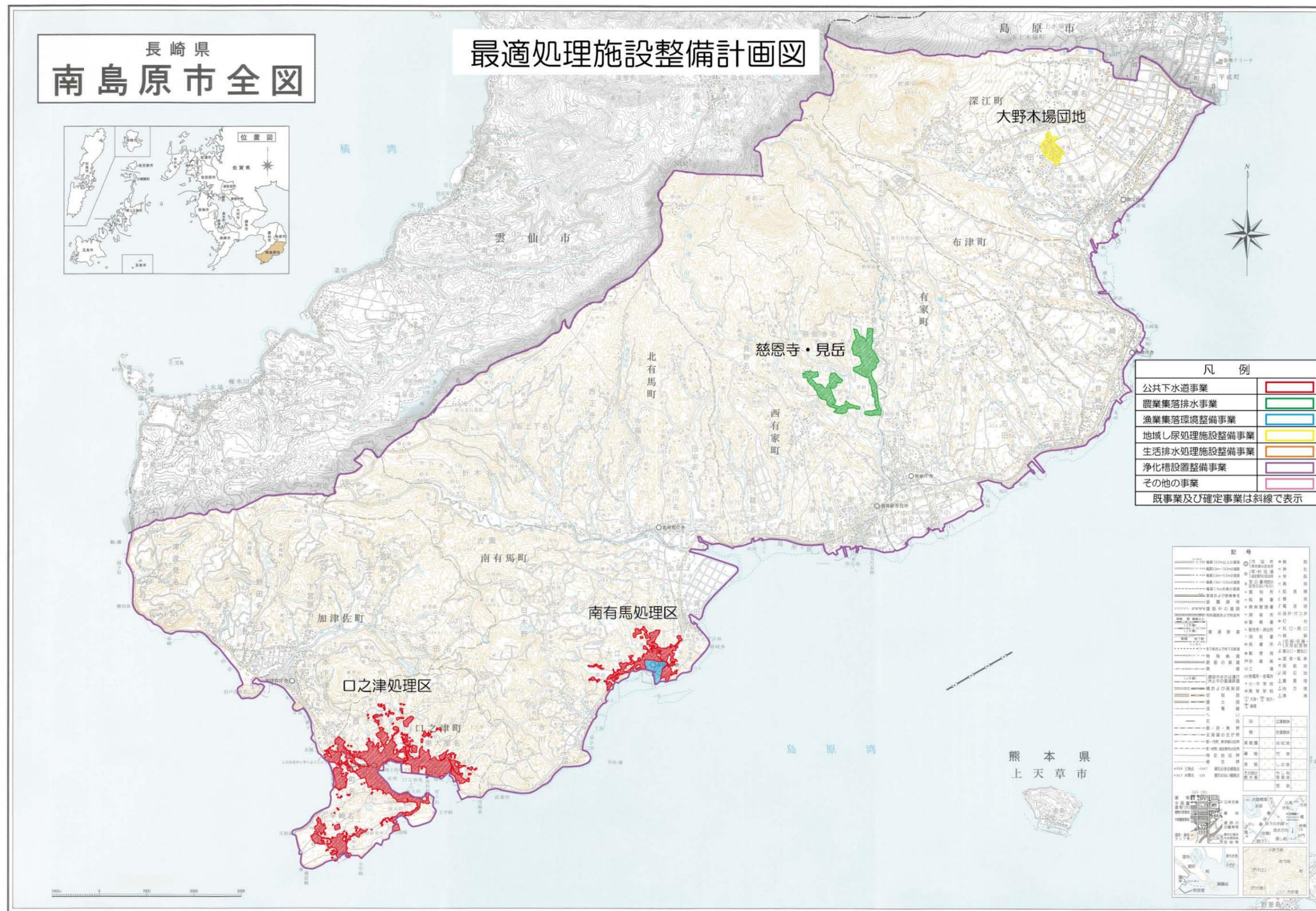


図3-5 最適処理施設整備計画図

### 3.8 生活排水処理施設整備計画のまとめ

本市における将来人口を基に、目標年次及び中間年次における生活排水処理人口及び接続済人口を整理すると以下のとおりです。

#### <整備及び接続目標>

- ① 中間年次の平成37年度までに公共下水道計画区域の整備を完了します。  
(農業集落排水施設、コミュニティ・プラントは整備済)
- ② 浄化槽は、処理人口900人/年、設置基数180基/年の整備を目指します。
- ③ 下水道、農業集落排水施設の接続率は、目標年次の平成47年度に各々90%以上、85%以上を目指します。

表 3-5 生活排水処理整備計画

項目	平成25年度	平成37年度	平成47年度	備考	
行政人口(人)	50,018	40,200	33,900		
世帯数(世帯)	18,855	17,550	15,070		
処理区域内人口(人)	下水道	6,278	5,046	4,255	
	農業集落排水	798	641	541	
	コミュニティ・プラント	592	476	401	
	合併浄化槽	18,407	23,474	25,895	※1
	合計	26,075	29,637	31,092	
未整備人口(人)	23,943	10,563	2,808		
接続済人口(人)	下水道	3,719	3,835	3,830	※2
	農業集落排水	439	460	464	※2
	コミュニティ・プラント	592	476	401	
	合併浄化槽	18,407	23,474	25,895	
	合計	23,157	28,245	30,590	
未処理人口(人)	26,861	11,955	3,310		
普及率(%)	下水道	12.6%	12.6%	12.6%	
	農業集落排水	1.6%	1.6%	1.6%	
	コミュニティ・プラント	1.2%	1.2%	1.2%	
	合併浄化槽	36.8%	58.4%	76.4%	
	合計	52.1%	73.7%	91.7%	
未整備率(%)	47.9%	26.3%	8.3%		
水洗化率(%)	下水道	7.4%	9.5%	11.3%	
	農業集落排水	0.9%	1.1%	1.4%	
	コミュニティ・プラント	1.2%	1.2%	1.2%	
	合併浄化槽	36.8%	58.4%	76.4%	
	合計	46.3%	70.3%	90.2%	
未処理率(%)	53.7%	29.7%	9.8%		
接続率(%)	下水道	59.2%	76.0%	90.0%	
	農業集落排水	55.0%	71.8%	85.8%	
	コミュニティ・プラント	100.0%	100.0%	100.0%	

出典：南島原市(平成25年度)

注) 処理区域内人口は、人口減少率を乗じて算定した。

※1 将来合併浄化槽処理区域内人口は、毎年900人増とし、人口減少率を乗じて算出した。

※2 処理区域内人口に接続率を乗じて算定した。

#### 用語解説

- ・普及率 行政人口に対する処理区域内人口の割合
- ・接続率 処理区域内人口に対する接続済人口の割合
- ・水洗化率 行政人口に対する接続済人口の割合

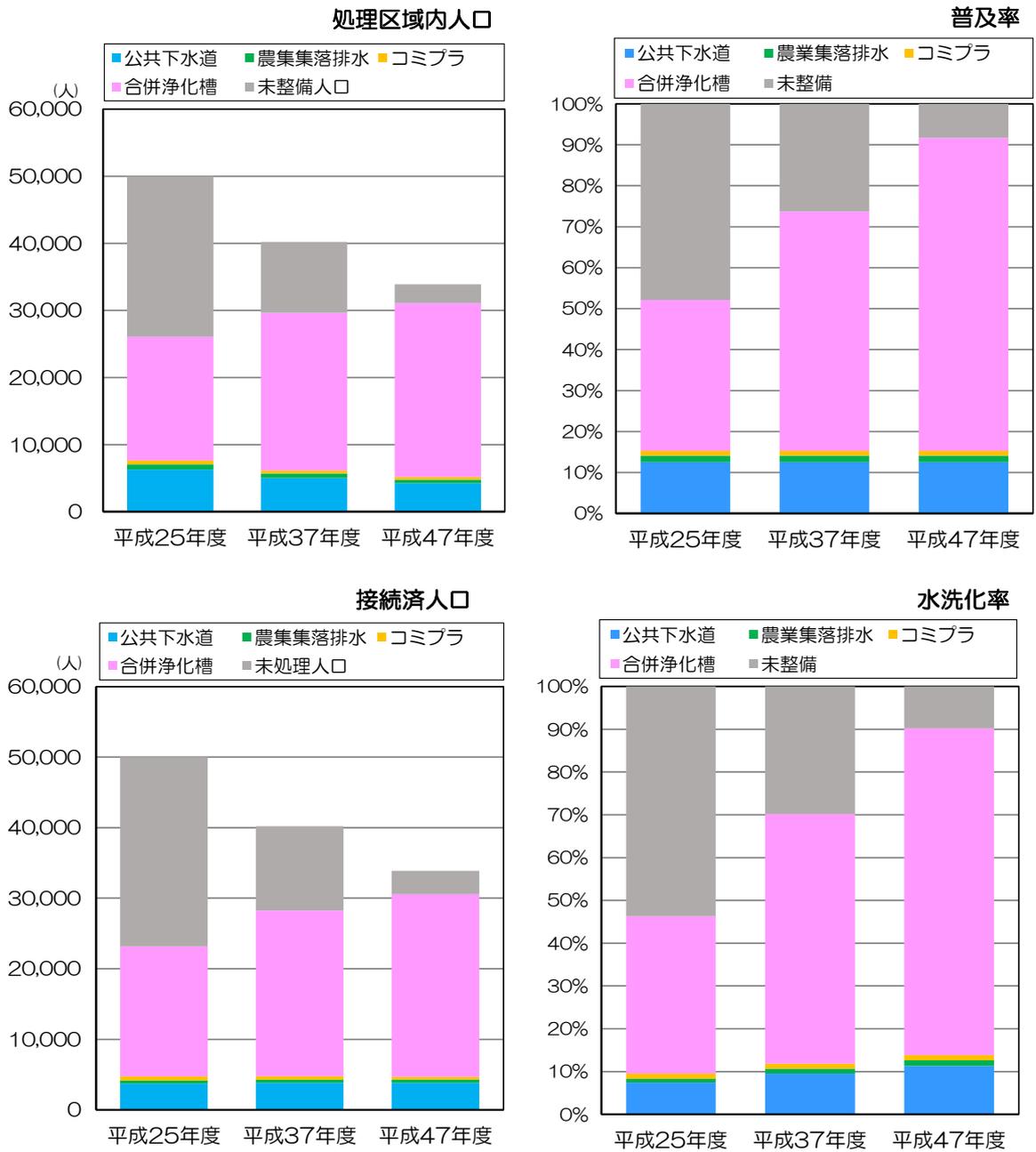


図 3-6 生活排水処理整備計画

### 3.9 施設整備による水質改善効果

施設整備後の排出負荷量を算定すると以下のとおりであり、平成25年度排出負荷量に対して平成37年度時点で、BOD：57%、COD：64%、平成47年度時点では、BOD：33%、COD：44%になります。

このように、生活系の排出負荷量が削減されることにより、河川及び海域の水質が改善すると考えられます。

表 3-6 施設整備による排出負荷量の算定（BOD）

項目	生活系 (単位：kg/日)								H25に対する割合
	処理施設				生活系			計	
	公共下水道	農業集落排水	コミュブラ	し尿処理	合併浄化槽	単独浄化槽	くみとり		
H25	5.9	0.3	0.2	0.6	200.6	101.8	982.5	1,291.9	100%
H37	6.2	0.3	0.2	0.6	255.9	0.0	478.2	741.4	57%
H47	6.2	0.3	0.1	0.6	282.3	0.0	132.4	421.9	33%

表 3-7 施設整備による排出負荷量の算定（COD）

項目	生活系 (単位：kg/日)								H25に対する割合
	処理施設				生活系			計	
	公共下水道	農業集落排水	コミュブラ	し尿処理	合併浄化槽	単独浄化槽	くみとり		
H25	12.9	0.6	0.4	6.0	141.7	49.9	417.6	629.1	100%
H37	13.3	0.6	0.4	6.0	180.7	0.0	203.2	404.2	64%
H47	13.3	0.6	0.3	6.0	199.4	0.0	56.3	275.9	44%

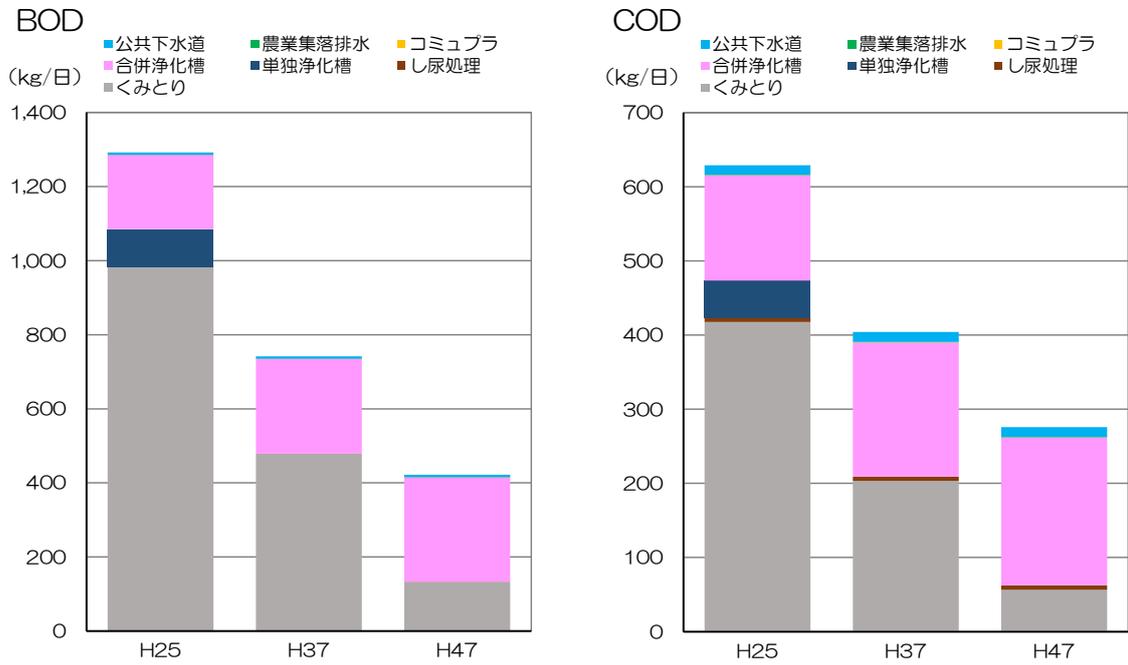


図 3-7 施設整備による排出負荷量の推移

## 第4章 生活排水対策に係る啓発に関する事項



## 4.生活排水対策に係る啓発に関する事項

### 4.1 生活排水対策に係る啓発に関する基本方針

生活排水対策推進計画において、生活排水対策に係る啓発は、生活排水処理施設の整備と並んで重要な施策です。両者は、車の両輪のようなものであり、どちらも欠かすことのできない重要な施策です。

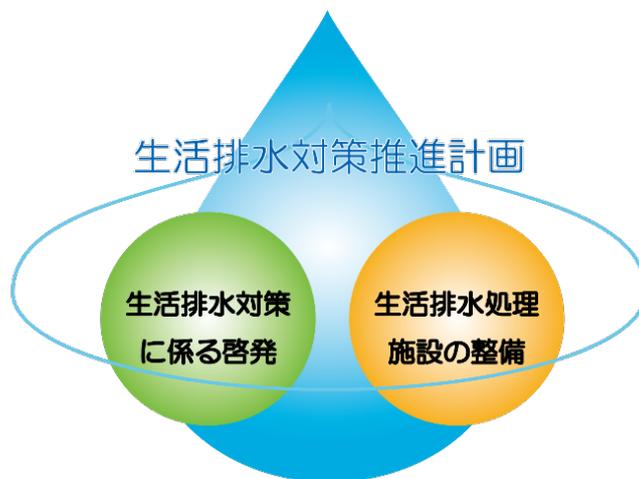


図 4-1 生活排水対策推進計画のイメージ図

生活排水対策に係る啓発は、以下の3つに大別されます。

- ① 環境保全に関する事項  
(環境調査、環境学習、直接浄化等)
- ② 発生源対策に関する事項  
(廃油回収、台所ごみの回収等)
- ③ 排水処理に関する事項  
(浄化槽設置、下水道等への接続等)



図 4-2 啓発のイメージ図

本市における現在までの啓発活動をみると①と②については、啓発活動を行っていますが、③については、啓発活動が不足していると考えられます。

今後は、①と②については、啓発活動を継続し、③については、特に啓発活動を強化していくものとします。

## 4.2 啓発活動に係る事業の実施計画

### ☀ 1) 環境保全に関する事項

#### (1) 環境保全に関する啓発活動の目的

環境保全に関する啓発活動を行う目的は、市民に本市の環境を理解していただき、本市の環境を改善、維持するための行動を促進することです。

#### (2) 環境保全に関する啓発活動の事業内容

環境保全に関する啓発活動に関しては、現在、以下の事業を実施しています。本市の優れた自然環境を体験学習したり、水路等の水質浄化に貢献する内容です。

##### ① EMダンゴ作り

泥にEM菌を混ぜた泥だんご（通称：EMダンゴ）を小学校の児童などと一緒に作り、川の浄化に役立てます。



〔写真：EMだんご作り〕

##### ② ごみの分別カレンダーの配布

ごみの分別カレンダーを配布し、正しいごみの出し方、家庭でできる排水対策や浄化槽設置に係る補助金制度等の広報を行います。



〔ごみの分別カレンダー〕

### ③ イルカウォッチング

野生のイルカの観察をとおして、海の生態系を楽しく学習します。



〔写真：南島原市 HP〕

### ④ 学習会の開催

水質保全に係る出前講座や学習会を、学校等を対象に開催することにより、適正な知識の普及を図ります。

### ⑤ キャラクターの活用

ポスターや文書、マグネットクリップなどに南島原市エコ推進キャラクター『エコ岳くん』をプリントし、啓発を図ります。



南島原市エコ推進キャラクター「エコ岳くん」

## ☀ 2) 発生源対策に関する事項

### (1) 発生源対策に関する啓発活動の目的

発生源対策の目的は、資源の有効利用と公共用水域の汚濁負荷削減です。

発生源対策に関して啓発活動を行う目的は、市民に発生源対策の必要性を理解していただき、本市の環境を改善、維持するための行動を促進することです。

### (2) 発生源対策に関する啓発活動の事業内容

発生源対策に関する啓発活動に関しては、現在、以下の事業を実施しています。

#### ① 廃油の回収

回収した廃油は、車の燃料として再利用しており、この事業は、資源の有効利用と公共用水域の汚濁負荷削減の両方に寄与しています。

#### ② エコクッキング教室

調理する際の熱（ガス）の使用を抑え、出来るだけ生ごみを出さないようにして、親子等でクッキングします。



〔写真：エコクッキング教室〕

#### ③ 生ごみ処理機の補助

家庭から出る生ごみの減量化を図るため、生ごみ処理機を購入し、設置する世帯に対し補助金の交付をします。

#### ④ ヤシノミ洗剤の配布

自然にやさしいヤシノミ洗剤をイベントなどの参加者に配布します。



#### ⑤ EM 菌の配布

川の浄化や土壌改善が期待されている EM 菌を市民に配布。

#### ⑥ 不法投棄パトロール

山林・河川・道路敷地などへの、ごみの不法投棄防止を目的とした、パトロール員による巡回活動。

### 3) 排水処理に関する事項

---

#### (1) 排水処理に関する啓発活動の目的

排水処理の目的は、発生源対策では対応できない生活排水の汚濁負荷量を排水処理で削減し、公共用水域の水質保全に寄与することです。

#### (2) 排水処理に関する啓発活動の事業内容

排水処理に関する啓発活動の事業内容は、以下の3つに大別できます。

- a) 集合処理区域における処理施設への接続
- b) 浄化槽の設置
- c) 浄化槽の適正管理

##### a) 集合処理区域における処理施設への接続

集合処理区域においては、家庭及び事業所等から発生する汚水を処理施設（下水道管）へ接続して、ようやくその効果が発現します。

現在までも処理施設への接続の啓発活動を行っていますが、平成25年度末の接続率は、公共下水道59.2%、農業集落排水施設55.0%です。

今後は、以下のリーフレットを作成し、処理施設への接続の啓発活動を行っていきます。

- ✳ 処理施設への接続の必要性
- ✳ 処理施設への接続のメリット
- ✳ 必要費用  
(建設費、維持管理費、他の方法（浄化槽、汲み取り）との費用比較)
- ✳ 本市で実施している制度  
(融資制度、料金徴収制度等)

### ① 処理施設見学

近年の工場見学のように、普段目にする事のない施設を見学することで、汚水処理に関して関心をもっていただきます。



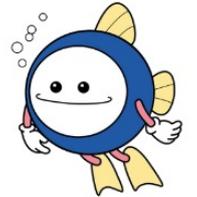
〔写真：くちのつ水処理センター〕

### ② 個別相談

手続きの煩雑さや費用の心配を解消するために、個別に上記リーフレット等を使用した説明や手続き、他制度と絡めた接続の提案をします。

### ③ 下水道の日

毎年9月10日の下水道の日に合わせて、下水道に関するPRを行うことで、公共下水道への接続の促進を図ります。



下水道マスコットキャラクター「スイスイ」

## b) 浄化槽の設置

本市においては、今後、浄化槽の設置が、生活排水処理普及の主要な対策となります。

したがって、今まで以上に浄化槽設置の啓発活動を充実させる必要があります。

今後は、以下のリーフレットを作成し、浄化槽設置の啓発活動を行います。

- ✳ 浄化槽設置の必要性
- ✳ 浄化槽設置のメリット  
(単独浄化槽、汲み取りとの比較)
- ✳ 必要費用  
(建設費、維持管理費、他の方法(単独浄化槽、汲み取り)との費用比較)
- ✳ 本市で実施している制度  
(補助制度、融資制度等)



〔イラスト：環境省〕

### ① 浄化槽相談窓口

手続きの煩雑さや費用の心配を解消するために、個別の説明や手続き、他制度と絡めた設置の提案をします。

### ② 浄化槽の日

毎年10月1日の浄化槽の日に合わせて、浄化槽設置強化月間等、集中した広報を行ないます。



〔環境省浄化槽キャラクター〕

## c) 浄化槽の適正管理

本市においては、今後、浄化槽の設置数が増加します。

したがって、今まで以上に浄化槽の適正管理の啓発活動を充実させる必要があります。

現在も適正管理の資料を配布していますが、今後は、以下のリーフレットを作成し、さらに浄化槽適正管理の啓発活動を行っていきます。

- ✳ 浄化槽適正管理の必要性
- ✳ 浄化槽適正管理のメリット
- ✳ 必要費用
- ✳ 本市で実施している制度



## ① 定期的な浄化槽に関する広報

業者等と協力して、設置後の浄化槽の相談や、あらためて浄化槽の適正管理について周知していきます。

## ② 家庭での使用上の注意の周知

浄化槽を設置した方に対し、浄化槽のしくみや家庭での使用上の注意、浄化槽についてのQ&Aを掲載したパンフレットの配布をします。



### 4.3 啓発事業の実施体制

本市における生活排水対策の啓発事業の実施は、水道部下水道課と市民生活部環境課が中心となっていくものとします。

排水処理に係る事項を主に下水道課で担当し、環境保全に関する事項と発生源対策に係る事項を主に環境課で担当します。

さらに、排水処理に関する事項には、衛生局第一課の協力も必要です。

そこで、下水道課と環境課を中心に「生活排水対策推進連絡会」を設置し、関係部局間の連携と実施体制を強化します。その他の関連部局は、必要に応じて参画してもらいます。（p5-1 参照）

表 4-1 啓発事業の実施体制

関連部局	役割	参画の度合い
水道部下水道課	排水処理に関する事項	常に参画
市民生活部環境課	環境保全に関する事項 発生源対策に関する事項	常に参画
衛生局第一課	排水処理に関する事項	必要に応じて参画

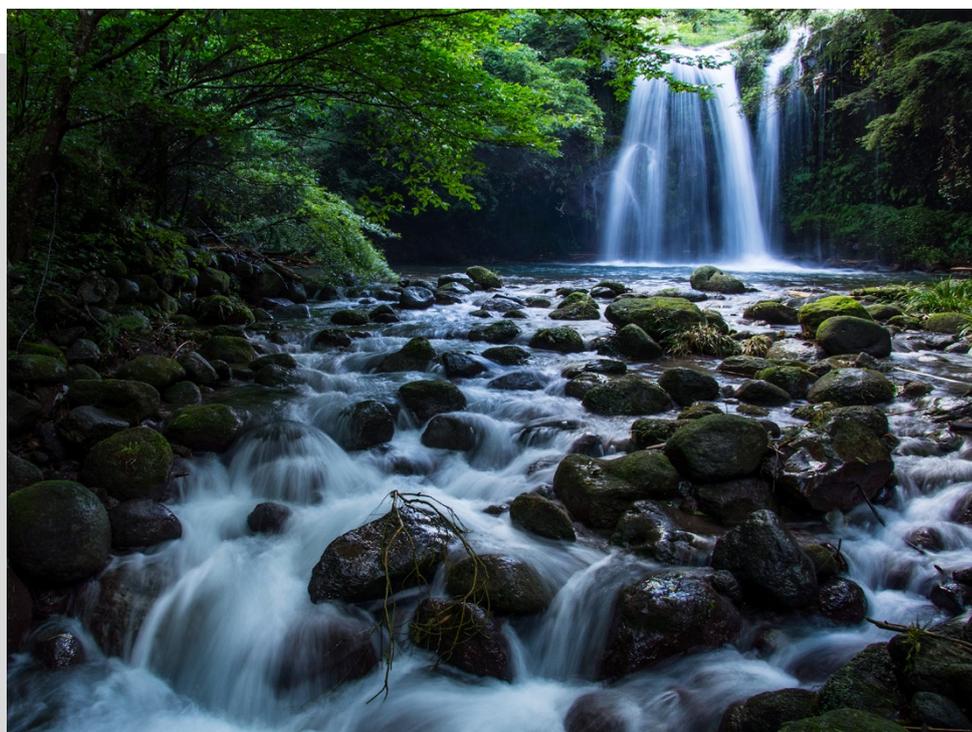
※その他の部局は必要に応じて参画してもらう。

## 4.4 啓発事業の推進に関する地域組織づくり

啓発事業の推進に関しては、南島原市保健環境連合会や南島原市地球温暖化防止対策協議会などと連携し、あらゆる機会を活用し、生活排水対策について市民への啓発を行います。



## 第5章 その他の生活排水対策の実施の推進に必要な事項



## 5. その他の生活排水対策の実施の推進に必要な事項

### 5.1 関係部局間の連携



#### 1) 生活排水対策推進連絡会の設置

本市における生活排水対策の実施の推進は、水道部下水道課と市民生活部環境課が中心となって行います。

生活排水処理施設（下水道、農業集落排水処理、コミュニティ・プラント、浄化槽）の整備に係る事項を主に下水道課で担当し、生活排水対策に係る啓発に関する事項を主に環境課で担当します。

さらに、浄化槽の維持管理には、衛生局第一課の協力も必要です。

そこで、下水道課と環境課を中心に「生活排水対策推進連絡会」を設置し、関係部局間の連携を強化するものとします。その他の関連部局は、必要に応じて参画してもらいます。

表5-1 生活排水対策推進連絡会

関連部局	役割	参画の度合い
水道部下水道課	生活排水処理施設整備、維持管理	常に参画
市民生活部環境課	生活排水対策の啓発	常に参画
衛生局第一課	浄化槽の保守点検	必要に応じて参画

※その他の部局は必要に応じて参画してもらおう。

2) 生活排水対策の推進方法

生活排水対策を着実に実施し、整備目標を達成するために、評価指標を設定し、毎年の達成状況を把握し、「生活排水対策推進連絡会」で報告します。

前年の目標が達成できていない場合は、「生活排水対策推進連絡会」で原因分析と対応策を検討し、その年の活動内容の見直しを行います。このように、PDCAサイクルをまわしていくことで、中間年次及び目標年次における目標を達成します。

表 5-2 評価指標と毎年の目標値

項目	細目	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
水洗化率 (%)	下水道	7.4	7.6	7.8	8.0	8.1	8.3	8.5	8.7	8.8	9.0	9.2	9.4	9.5
	農業集落排水	0.9	0.9	0.9	0.9	1.0	1.0	1.0	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1
	コミュニティ・プラント	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2
	合併浄化槽	36.8	38.6	40.4	42.2	44.0	45.8	47.6	49.4	51.2	53.0	54.8	56.6	58.4
	合計	46.3	48.3	50.3	52.3	54.3	56.3	58.3	60.3	62.3	64.3	66.3	68.3	70.3
接続率 (%)	下水道	59.2	60.6	62.0	63.4	64.8	66.2	67.6	69.0	70.4	71.8	73.2	74.6	76.0
	農業集落排水	55.0	56.4	57.8	59.2	60.6	62.0	63.4	64.8	66.2	67.6	69.0	70.4	71.8

注1) 下水道には、漁業集落排水を含む

注2) 接続率は、下水道、農業集落排水とも1.4%/年上昇するものとした。

注3) 水洗化率は、H25とH37の直線補完である。



図 5-1 生活排水対策の推進方法

用語解説

・PDCA サイクル 計画(plan)→実行(do)→評価(check)→改善(act)という 4 段階の活動を繰り返し行なうことで、継続的にプロセスを改善していく手法。

## 5.2 関係市町の連携

長崎県の有明海流域及び橘湾流域における生活排水対策重点地域の指定地域は以下のとおりです。（有明海流域4市、橘湾流域4市、合計5市（重複を除く））

生活排水対策重点地域の指定の目的が「流域内の公共用水域の水質保全」であることから、指定地域の関係市町が連携して対策を実施することが望まれます。

今後、関係市町と連携し、必要に応じて生活排水対策に関する情報共有と対策の広域化を図るものとします。

表 5-3 生活排水対策重点地域の指定地域

流域名	指定地域	備考
有明海流域	諫早市、雲仙市、島原市、南島原市	4市
橘湾流域	長崎市、諫早市、雲仙市、南島原市	4市

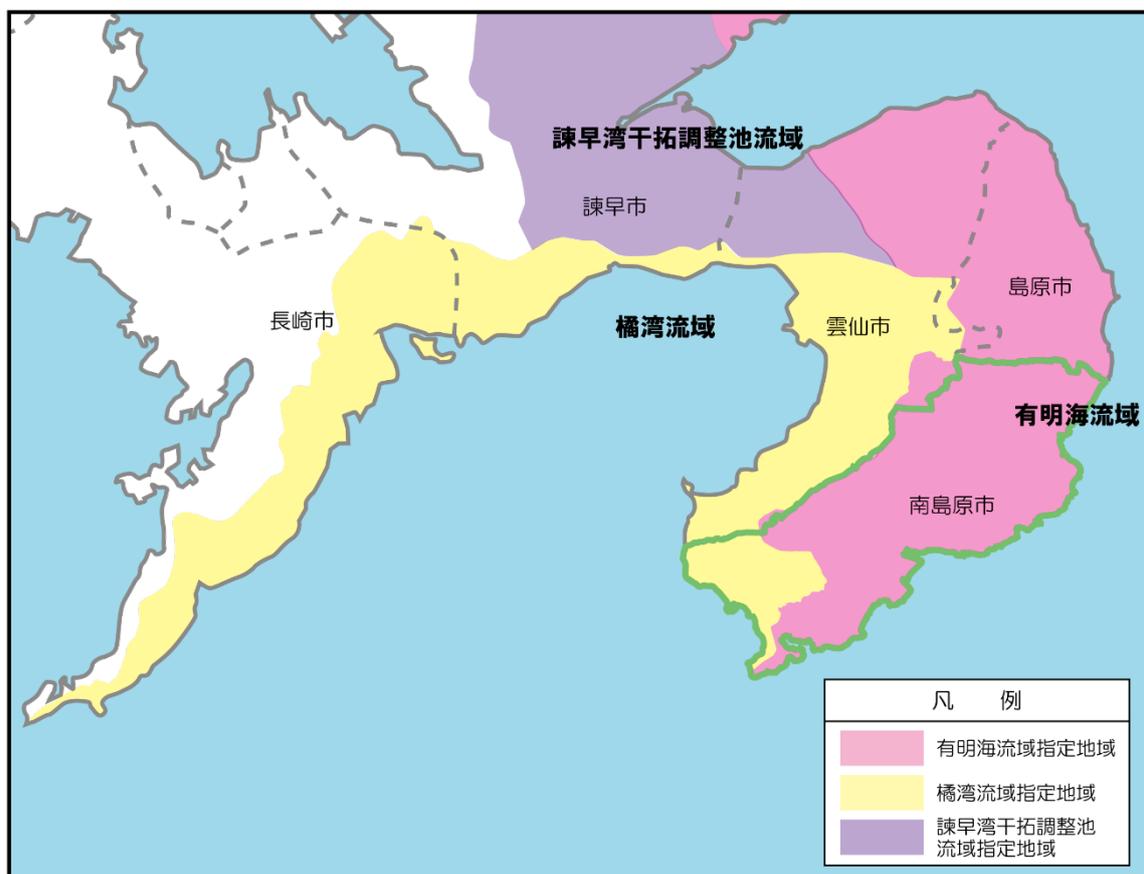


図 5-2 生活排水対策重点地域

### 5.3 関係するほかの計画との調整

生活排水対策の実施に関して、関係する他の計画は、汚水処理構想、下水道計画、一般廃棄物処理基本計画等です。

本計画において、下水道計画等については、最新の計画を取り入れていますが、今後、下水道計画等に大幅な変更が発生した場合は、生活排水対策推進計画も速やかに見直すものとします。



